

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月4日
【計算期間】	第8期（自 平成20年6月10日 至 平成21年6月8日）
【ファンド名】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け） ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型株式投信／内外／債券／自動けいぞく投資専用です。詳しくは、下記をご覧ください。

なお、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）を「Bコース」といいます。各コースが投資するマザーファンドについては、後記「(2)ファンドの仕組み 1. ファンドの仕組み」をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

（注）本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	<Aコース> あり (部分ヘッジ) <Bコース> なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型絶対収益追求型 その他 ()

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるも

のを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

- ・為替ヘッジあり（部分ヘッジ）・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、各コースにつき金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

(a) 本ファンドのポイント

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）

主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。

外貨建資産については、為替ヘッジ*を行い、為替リスクを低減します。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）

主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。

外貨建資産に対して、為替ヘッジは行いません。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

* 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(b) ファンドの投資対象

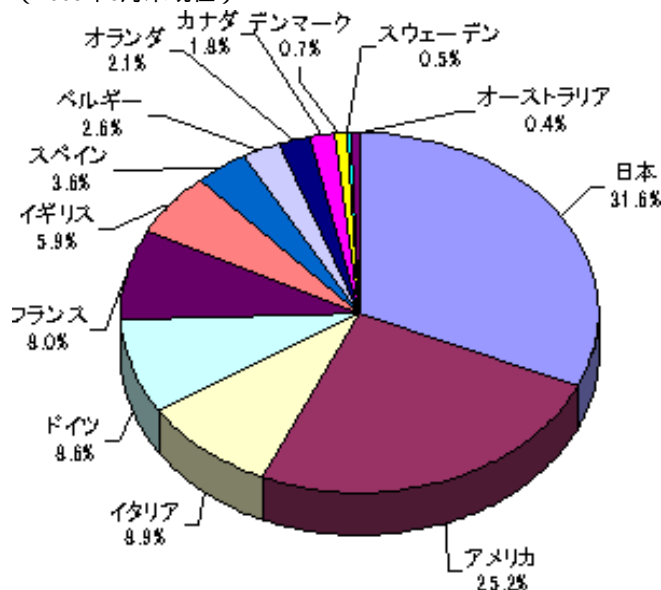
本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することを目指します。

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）*を、運用の目標となる指標（ベンチマークとといいます。）とし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）は、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

* Aコースについては円ヘッジベース、Bコースについては円ベースのインデックスを使用します。

<ベンチマークの国別構成比>

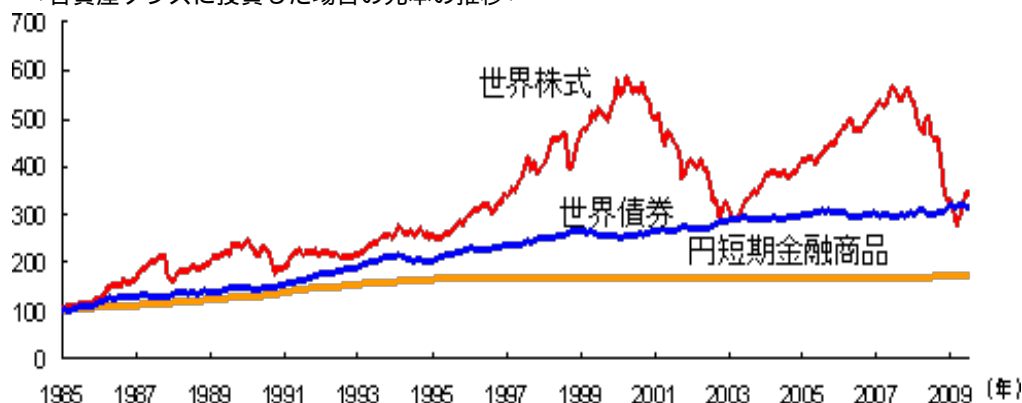
(2009年6月末現在)



(c) なぜ世界債券投資なのでしょう

債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

<各資産クラスに投資した場合の元本の推移>



1984年12月末を100として算出

期間：1984年12月末～2009年6月末

出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.

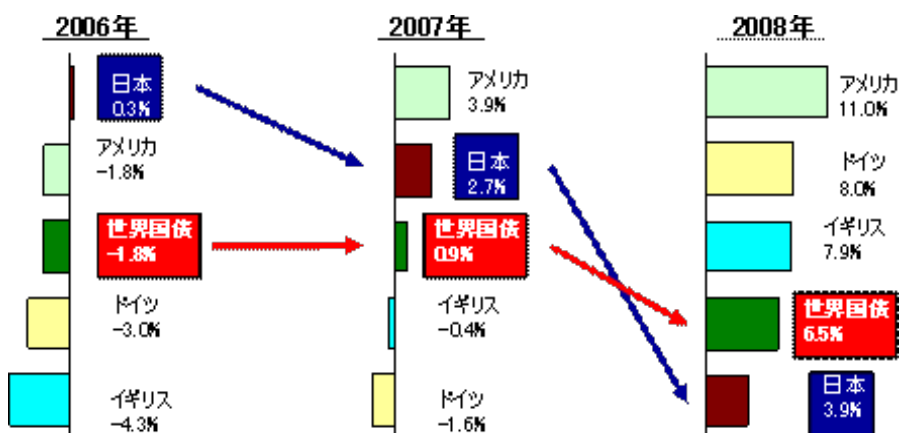
世界株式はMSCIワールド・インデックス（100%円ヘッジ）、世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）、円短期金融商品は1ヵ月円LIBORをそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておられませんので、実際の取引結果とは異なります。

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

世界に分散投資することで、より安定的な収益を追求することが期待できます。

< 国債の年毎の国別収益率と分散効果（円ヘッジベース） >



世界国債はJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）。

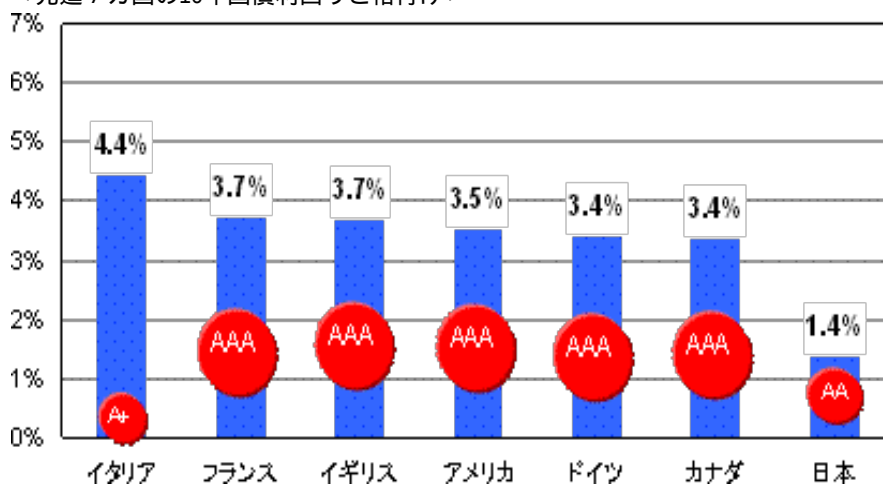
その他の各国の指標はJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスの各国ベース（100%円ヘッジ）をそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

現在の日本国債は、先進7カ国中、最も低い金利水準にあります。

< 先進7カ国の10年国債利回りと格付け >



2009年6月末現在

出所：ブルームバーグ・スタンダード・アンド・プアーズ（格付けは自国通貨建て長期債務）

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

(d) 高格付け債券への投資

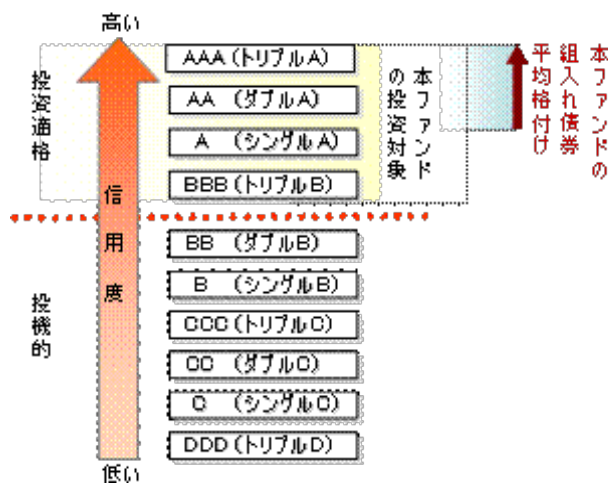
投資する債券の信用格付けについては組入れ時においてトリプルB格（トリプルB マイナス格も含みます。）相当以上の銘柄*とします。

また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルA マイナス格も含みます。）相当以上に維持するように運用します。

投資対象債券の信用格付けを投資適格に限定することで、リターン安定化を目指します。

* 格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとします。

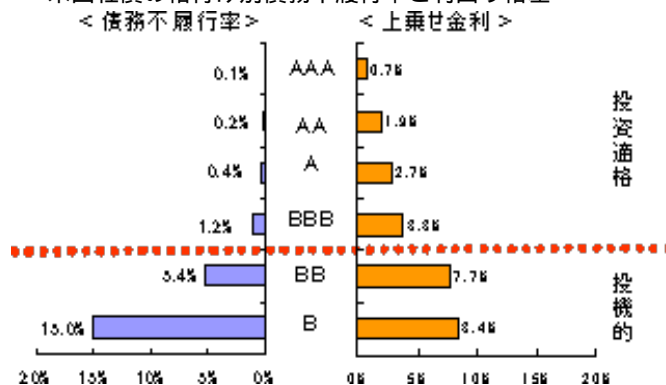
< 投資対象債券の信用格付けの位置付け >



ポイント

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等がきちんと元本と利息を支払えるかを知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

< 米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差 >



- 社債市場では、信用力の低い(格付けが低い)銘柄は、債務不履行の可能性が大きい分、その見返りとして国債に対する上乗せ金利が高くなっています。

< 債務不履行率 >

期間：1981年～2008年

出所：スタンダード・アンド・プアーズ

1981年以降、2008年12月末までに債務不履行を起こした米国社債の銘柄の割合を1981年以降につき、各年の1月1日における格付けが1年間継続すると仮定し、債務不履行の3年前の格付けに基づいて、格付け別に計算。

上記は過去の実績であり、将来の債務履行の確実性を保証するものではありません。

< 上乗せ金利 >

2009年6月末現在

出所：パークレイズ・キャピタル

上記は過去の実績であり、将来の利回り水準や米国債との利回り格差（スプレッド）を保証するものではありません。

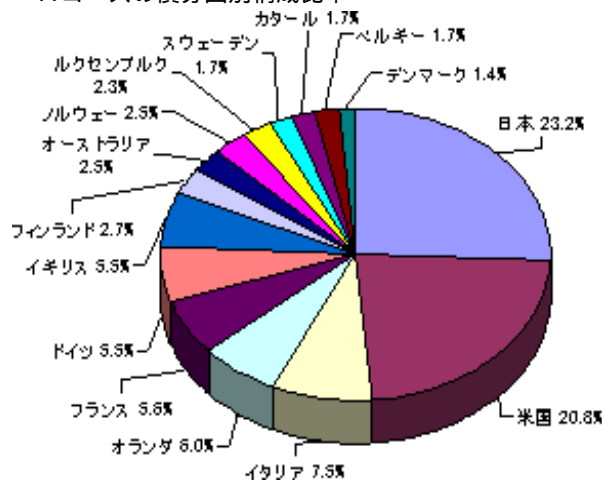
(e) A コース（限定為替ヘッジ）の魅力

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスクの低減：為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます^(＊1)。
- ・ 国内債に近い性質：為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト^(＊2)）がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

(＊1) A コースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

(＊2) ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

< Aコースの債券国別構成比率 >

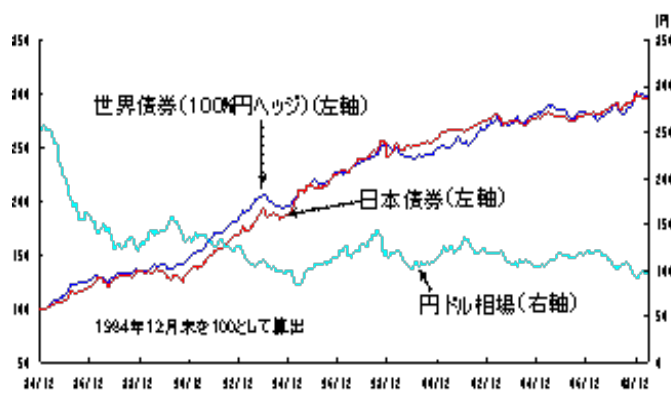


世界各国に分散して投資することにより、
リスクの低減効果が期待できます。

左記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先
物を含みません。

(2009年6月末現在)

< 世界債券の値動きの推移と円ドル相場 >



ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の
影響を低減するため、比較的日本債券
に近い動きになっています。

期間: 1984年12月～2009年6月

出所: ブルームバーグ、JPモルガン

世界債券(100円ヘッジ) : JPモルガン・ガバメント・ボン
ド・インデックス(グローバル、
100円ヘッジ)

日本債券 : JPモルガン・ガバメント・ボン
ド・インデックス
(日本)

左記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績で
はありません。インデックスに直接投資することはできず、取
引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんの
で、実際の取引結果は異なります。左記は過去の実績であ
り、将来の結果を保証するものではありません。

< 個別の国内債投資との比較 >

(2009年6月末現在)

	Aコース	日本国債(注2)
投資元本の変動性	あり	あり(注3)
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	国別分散、銘柄分散	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AA格(注4)
為替リスク	低減(注1)	なし

(注1) Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

(注2) 固定利付債の場合。

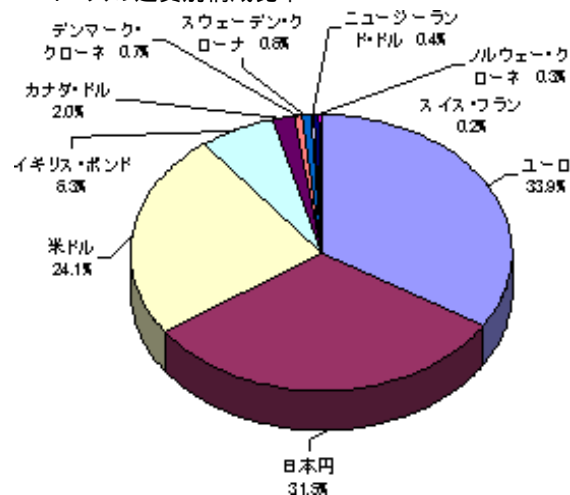
(注3) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

(注4) 出所: スタンダード・アンド・プアーズ

(f) Bコース（為替ヘッジなし）の魅力

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスク：為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
- ・ 海外の好金利：海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。
- ・ 世界の通貨への分散投資：為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

< Bコースの通貨別構成比率 >

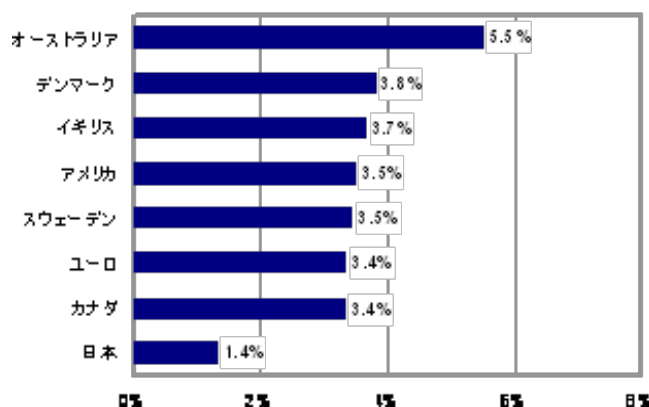


債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

左記はマザーファンドの数値です。

(2009年6月末現在)

< 各国の10年国債利回り >



海外金利は国内金利を上回っています。

(2009年6月末現在)

(注)ユーロの金利については、ドイツ10年国債を使用

出所：ブルームバーグ

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

< 個別の外国債投資との比較 >

(2009年6月末現在)

	Bコース	米国債(注1)
投資元本の変動性	あり	あり(注2)
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	地域、銘柄、通貨	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AAA格(注3)
為替リスク	あり	あり

(注1) 固定利付債の場合

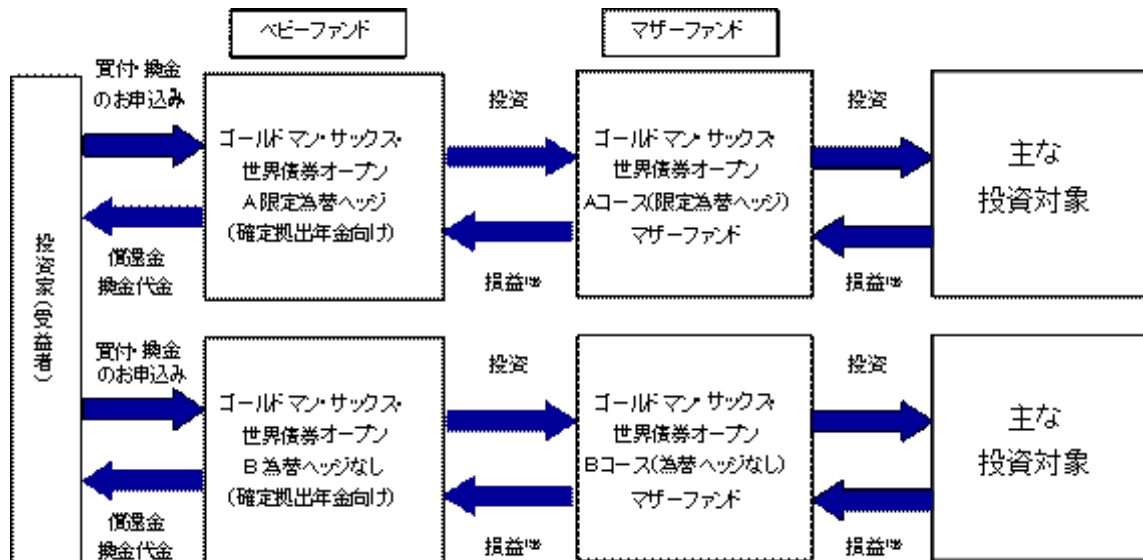
(注2) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

(注3) 出所：スタンダード・アンド・プアーズ

(2) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（AコースおよびBコース）とし、それぞれの資金を実質的に同一の運用方針を有する各マザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。（ただし、各ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。）商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



(主) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMロンドン」といいます。））

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

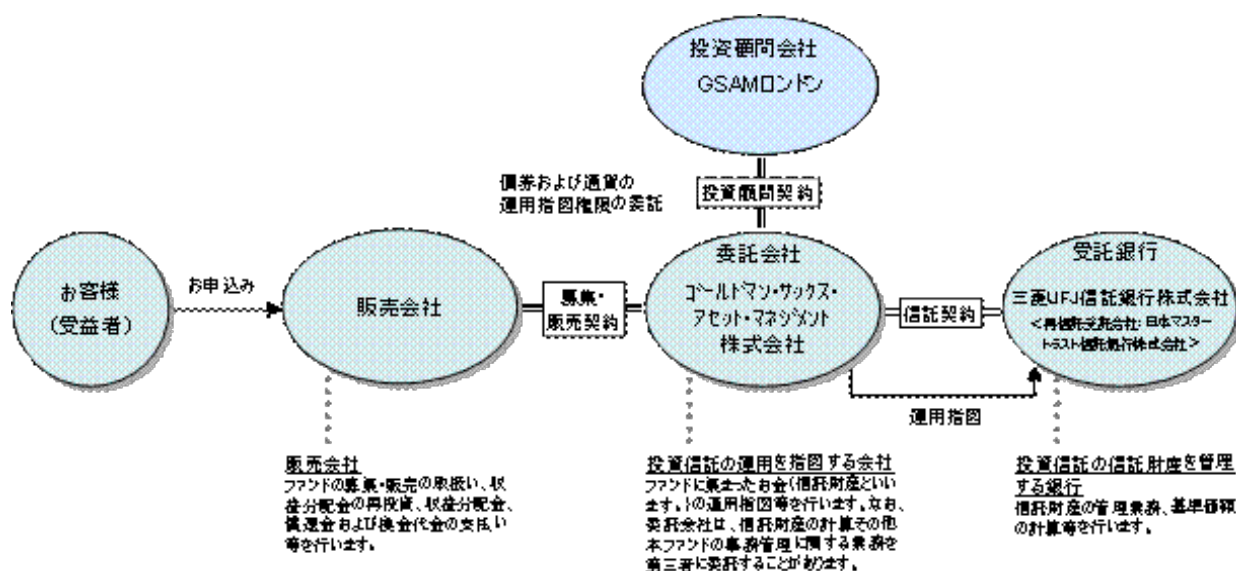
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



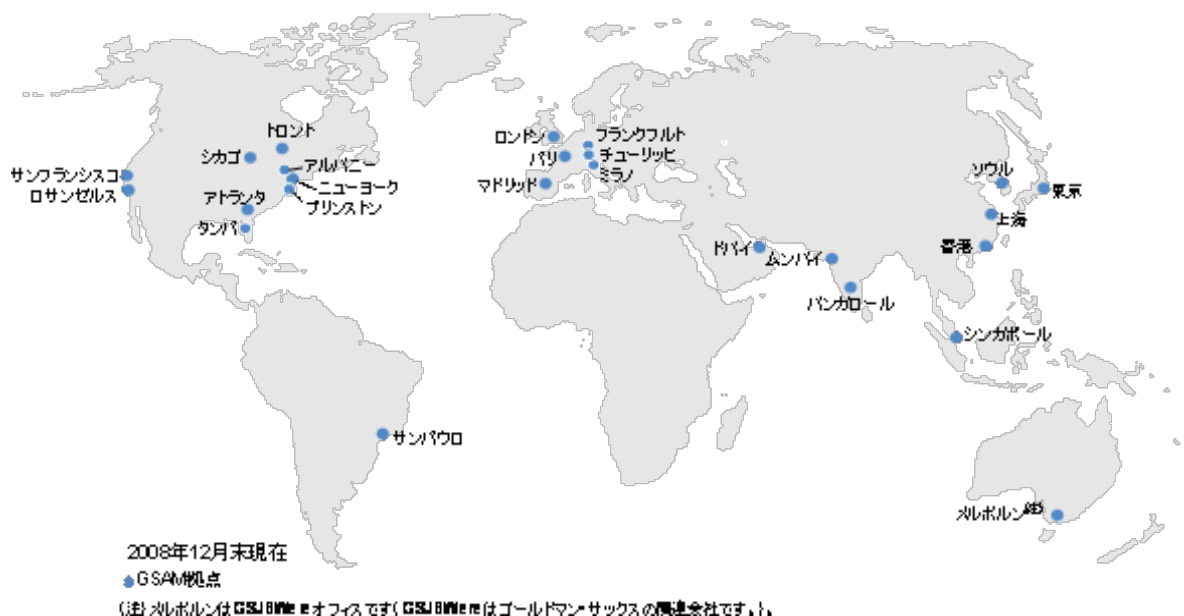
<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引、資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年12月末現在、グループ全体で6,907億米ドル（約62.9兆円*）の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2008年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.03円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a．資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

b．沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c．大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a．基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b．本ファンドの運用方針

- ・ Aコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、Bコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・ Aコースにおける実質外貨建資産^{*}については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

^{*} 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c．マザーファンドの運用方針

- ・ マザーファンドは日本を含む世界各国の高格付けの債券を中心に分散投資することにより、リターン の安定化を目指します。投資する債券を組入れ時においてトリプルB格（トリプルB マイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルA マイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上とし、信用リスクを抑えた運用を目指します。
- ・ 投資する債券について行う国別配分、銘柄選択、長短金利差戦略等のアクティブ運用により、超過リターンの向上を目指します。
- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドのベンチマークとして、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドのベンチマークとして、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）を使用します。
- ・ 債券運用とは別に、各国の通貨を対象にアクティブ運用を行い、超過リターンの向上を目指します。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国 ロンドン市	債券および通貨の運用	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

d. 運用戦略

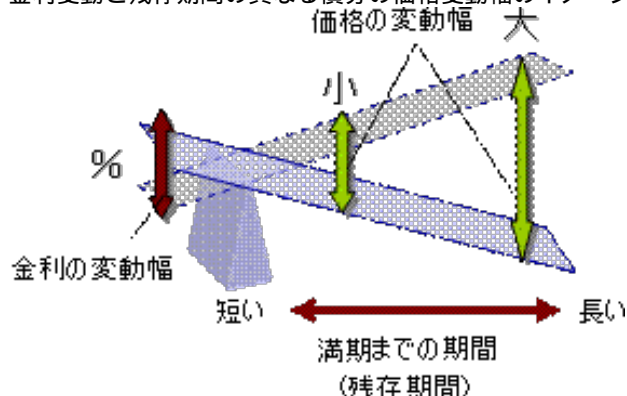
ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

・ 国別配分 / デュレーション調整

債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。

本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。

< 金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ >



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

デュレーションとは：

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響（例）

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

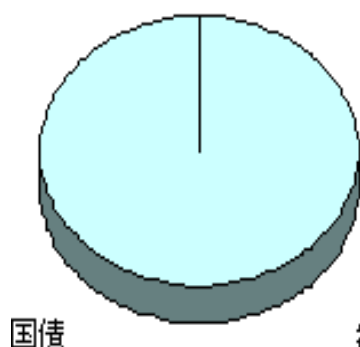
上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

・ セクター配分

債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。

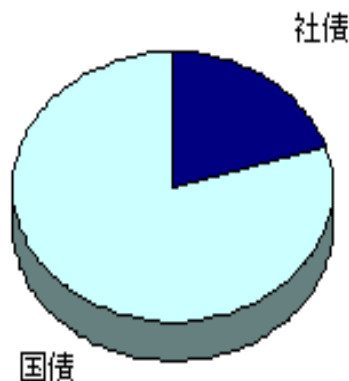
例えば、社債市場が国債市場に対し相対的に上昇すると判断した場合には、社債への配分を増やし、国債の組入れを引き下げます。セクター配分では、このような戦略をとることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

ベンチマークの配分(例)



社債の組入れを増やす

社債に対して強気見通しのとき(例)



・ イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

イールドカーブとは：

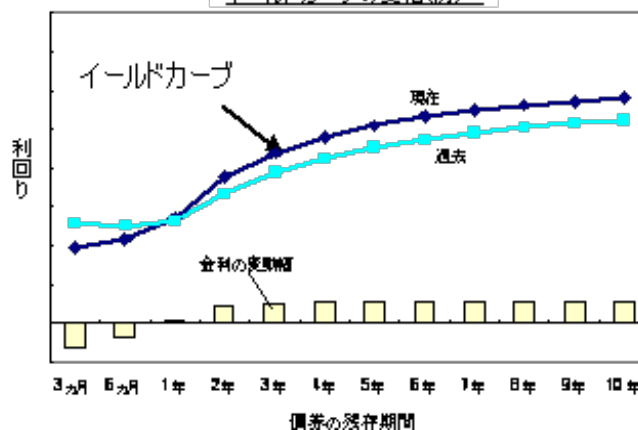
一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。

ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたことになります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。

イールドカーブの変化(例)



・ 個別銘柄選択

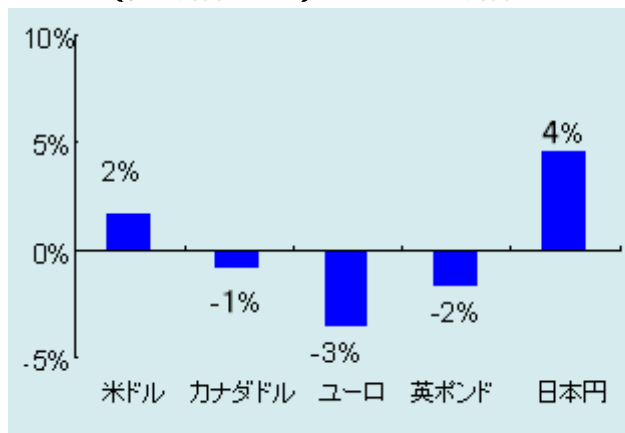
株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

・ 通貨配分

各国通貨の運用からも収益をあげる運用を目指します。

Aコースの場合、円に対するヘッジ比率を100%近くで維持しながら、上昇と思われる通貨を買い、下落と思われる通貨を売る（アクティブ通貨ポジションの構築）ことで、超過収益の獲得を目指します。

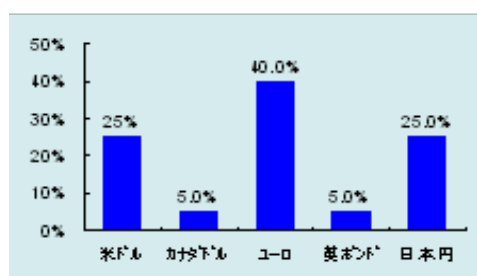
Aコース（限定為替ヘッジ）のアクティブ為替ポジション



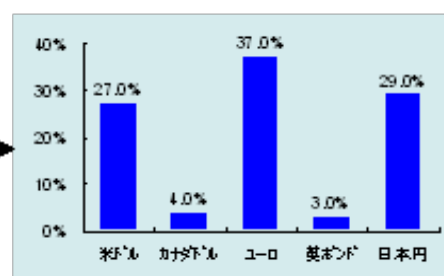
左の例では、米ドル、日本円を買い、カナダドル、ユーロ、英ポンドを売っています。
この場合、米ドル、日本円が相対的に上昇したり、カナダドル、ユーロ、英ポンドが相対的に下落した場合には、超過収益が得られることになります。

Bコースの場合、為替ヘッジなしを基本としつつ、アクティブ通貨ポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

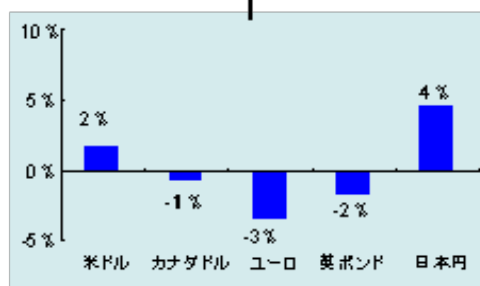
Bコース（為替ヘッジなし）のベンチマークの通貨ポジション



Bコース（為替ヘッジなし）のファンド全体の通貨ポジション



通貨配分戦略による通貨ポジション

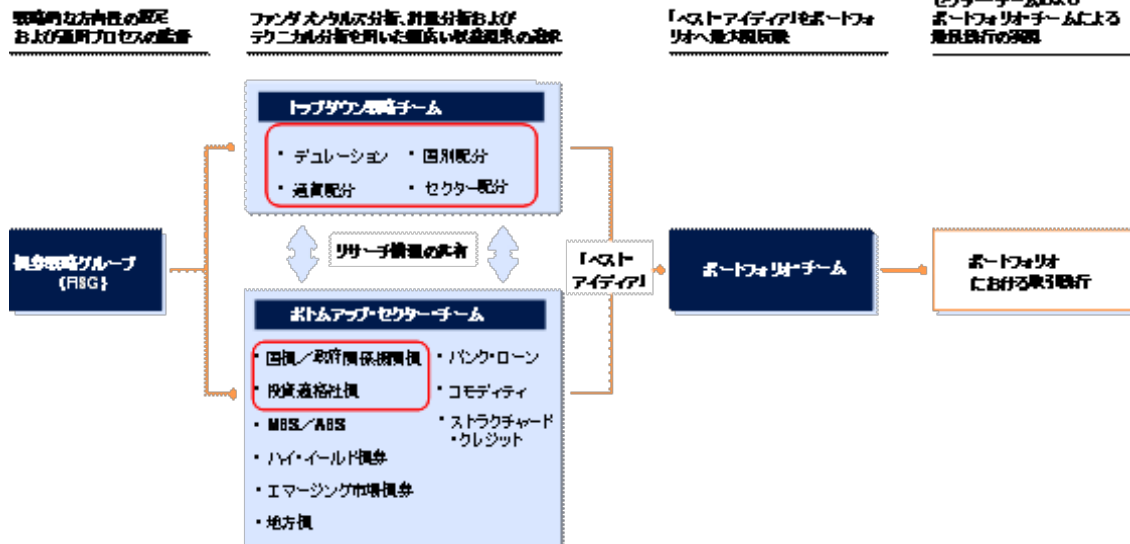


- ・ 上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、運用成果を予測または保証するものではありません。
- ・ Aコースは為替ヘッジを行います。為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。
- ・ Aコースは通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。また、対円でのヘッジ比率が100%に維持されていても、外貨間の売買ポジションを保有していた場合には、当該通貨の変動による影響を受けます。したがって、一定の為替リスクを伴います。
- ・ Bコースはベンチマークの基本通貨配分に加え、通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、ベンチマークに比して為替リスクが大きくなる場合があります。
- ・ 多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

e. 運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。本運用プロセスは変更される場合があります。

（２）【投資対象】

（a）投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限りま。）
 - ハ．金銭債権
 - ト．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

（b）投資対象有価証券（信託約款第18条第１項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A Mロンドンを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．コマーシャル・ペーパー
- ７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- ８．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。以下同じ。）
- ９．投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
- １０．外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
- １１．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １２．銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものの
- １３．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
- １４．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、１．の証券または証書および７．の証券または証書のうち１．の証券または証書の性質を有するものを以下「株

式」といい、2.から5.までの証券および7.の証券のうち2.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいい、以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいい、以下同じ。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいい、以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

なお、マザーファンドについては、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象になっています。

(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）

における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率

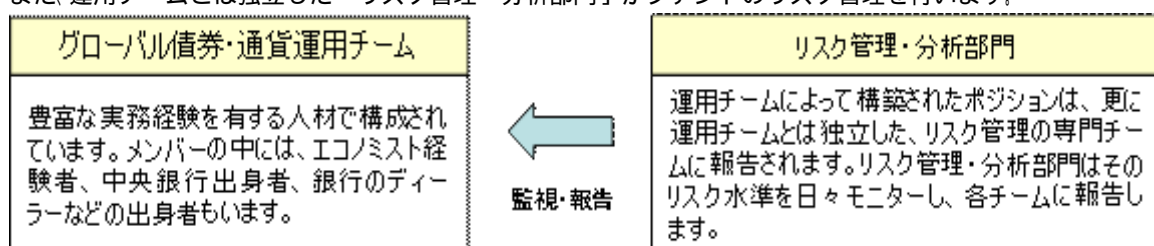
の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（３）【運用体制】

a．組織

本ファンドの運用は、GSAMロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

（４）【分配方針】

年１回決算を行い、毎計算期末（毎年６月７日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。ただし、分配を行わない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。

分配を行う場合には、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

* 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第22条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5. スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第31条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

() 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約され

ることがあります。

9．外国為替予約の運用指図（信託約款第33条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10．資金の借入れ（信託約款第41条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- ・ 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- ・ 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ・ 借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクや留意点を網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

本ファンドの投資には下記のような様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。元金は保証されていません。

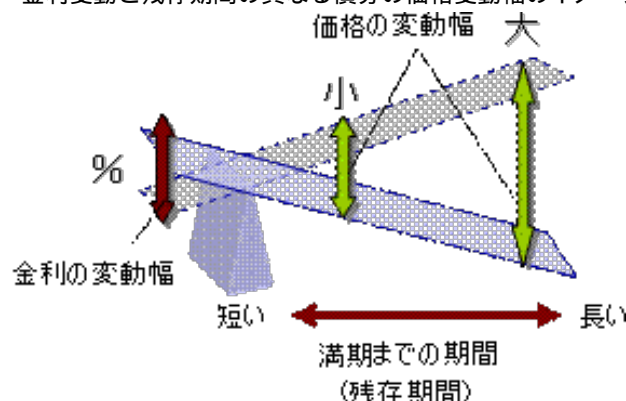
本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のものが挙げられます。

1．債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

<金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ>



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

2．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3．為替リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上を目指し、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。

<過去の為替相場の推移>



出所：ブルームバーグ

期間：1999年1月～2009年6月

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、BコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

(f) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

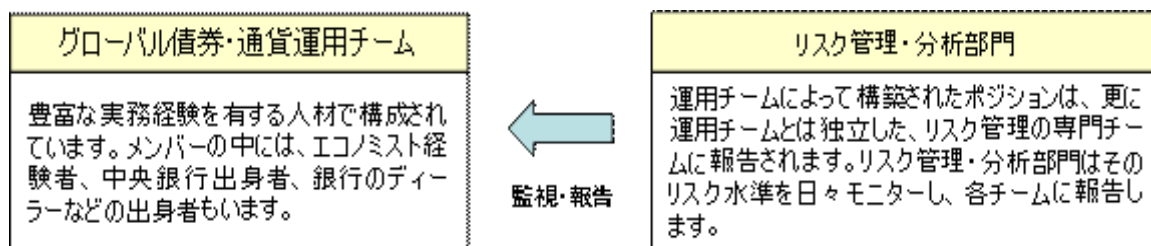
法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



（注１）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9975%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託銀行
年率0.5250% （税抜 0.50%）	年率0.4200% （税抜 0.40%）	年率0.0525% （税抜 0.05%）

なお、委託会社の報酬には、G S A M ロンドンへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に定める資産管理機関および国民年金基金連合会等が受益者の場合には、所得税、法人税および地方税の課税は行われません。

（注）税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産から支払われます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

(2009年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	1,988,304,204	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,214,462	0.06
合計（純資産総額）	—	1,987,089,742	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

(2009年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	3,943,797,234	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,378,802	0.06
合計（純資産総額）	-	3,941,418,432	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2009年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	6,409,314,860	22.04
	アメリカ	1,678,642,801	5.77
	カナダ	232,355,451	0.80
	ドイツ	568,569,356	1.95
	イタリア	2,074,423,411	7.13
	フランス	757,664,687	2.60
	イギリス	895,190,472	3.08
	オランダ	464,154,333	1.60
	スペイン	27,447,313	0.09
	ベルギー	480,235,646	1.65
	スウェーデン	148,762,680	0.51
	フィンランド	773,698,619	2.66
	デンマーク	224,012,880	0.77
	小 計	14,734,472,509	50.65
地方債証券	カナダ	144,611,150	0.50
特殊債券	日本	220,374,000	0.76
	アメリカ	924,324,909	3.18
	ドイツ	908,273,889	3.12
	フランス	782,256,672	2.69
	イギリス	191,172,924	0.66
	オランダ	265,009,816	0.91
	スウェーデン	145,512,631	0.50
	ノルウェー	300,518,020	1.03
	国際機関	493,930,526	1.70
	小 計	4,231,373,387	14.55
社債券	日本	114,207,065	0.39
	アメリカ	3,440,693,058	11.82
	ドイツ	126,233,997	0.43
	イタリア	121,569,596	0.42
	フランス	101,274,792	0.35
	オーストラリア	731,956,265	2.52
	イギリス	511,998,021	1.76
	スイス	117,553,626	0.40
	バミューダ	46,116,865	0.16
	オランダ	1,005,140,553	3.46
	スペイン	135,111,618	0.46
	スウェーデン	208,231,689	0.72
	ノルウェー	424,516,456	1.46
	オーストリア	325,033,509	1.12
	ルクセンブルク	658,355,725	2.26
	デンマーク	176,928,995	0.61
	アイルランド	260,471,646	0.90
	小 計	8,505,393,476	29.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,473,342,228	5.06
合計（純資産総額）	—	29,089,192,750	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

（2009年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	20,758,247,504	21.37
	アメリカ	9,444,190,153	9.71
	カナダ	722,286,000	0.74
	ドイツ	964,372,133	0.99
	イタリア	6,756,099,006	6.95
	フランス	3,110,302,337	3.20
	イギリス	3,104,715,142	3.19
	オランダ	1,704,938,938	1.75
	スペイン	62,518,880	0.06
	ベルギー	2,214,625,525	2.28
	スウェーデン	937,947,572	0.96
	フィンランド	2,419,493,892	2.49
	デンマーク	448,025,760	0.46
	ギリシャ	249,230,182	0.26
	小 計	52,896,993,024	54.41
地方債証券	カナダ	324,128,439	0.33
特殊債券	日本	963,655,319	0.99
	アメリカ	1,763,978,903	1.81
	ドイツ	4,714,596,734	4.86
	フランス	2,743,534,139	2.82
	オランダ	800,968,619	0.82
	スウェーデン	463,610,012	0.48
	ノルウェー	824,001,024	0.85
	オーストリア	595,790,083	0.61
	国際機関	2,198,641,071	2.26
	小 計	15,068,775,904	15.50
社債券	日本	220,800,325	0.23
	アメリカ	9,130,456,218	9.37
	ドイツ	1,284,406,425	1.32
	イタリア	398,478,122	0.41
	フランス	289,349,433	0.30
	オーストラリア	2,111,165,024	2.17
	イギリス	1,511,962,451	1.56
	スイス	345,313,776	0.36
	バミューダ	67,425,855	0.07
	オランダ	2,418,541,048	2.49
	スペイン	445,868,342	0.46
	スウェーデン	678,362,329	0.70
	ノルウェー	1,178,777,302	1.21
	オーストリア	877,998,632	0.90
	ルクセンブルク	1,755,447,695	1.81
	デンマーク	585,226,677	0.60
	アイルランド	686,375,099	0.71
	小 計	23,985,954,753	24.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,944,365,346	5.09
合計（純資産総額）	-	97,220,217,466	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

【投資有価証券の主要銘柄】

（2009年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	1,697,664,109	1.1510	1,954,097,227	1.1712	1,988,304,204	100.06

種類別及び業種別投資比率

（2009年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】（2009年6月30日現在）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】（2009年6月30日現在）

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

投資有価証券の主要銘柄

（2009年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	2,646,666,153	1.4802	3,917,620,211	1.4901	3,943,797,234	100.06

種類別及び業種別投資比率

（2009年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件（2009年6月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（2009年6月30日現在）

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

（2009年6月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第74回利付国債 (5年)	1,760,000,000	101.11	1,779,606,400	101.64	1,788,987,200	1.0	2013/6/20	6.15
2	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	790,000,000	99.88	789,083,600	101.63	802,924,400	1.9	2024/3/20	2.76
3	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	4,770,000	14,097.83	672,466,519	14,237.42	679,125,244	4.25	2012/10/15	2.33
4	アメリカ	特殊債券	FED HOME LN BANK 5%	6,300,000	10,342.23	651,560,843	10,499.87	661,492,088	5.0	2014/3/14	2.27
5	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	590,000,000	99.86	589,227,100	101.79	600,572,800	2.1	2027/6/20	2.06
6	日本	国債証券	第67回利付国債 (5年)	565,000,000	102.34	578,266,200	102.62	579,853,850	1.3	2012/9/20	1.99
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	5,760,000	9,376.48	540,085,619	9,485.49	546,364,798	2.25	2014/5/31	1.88
8	日本	国債証券	第66回利付国債 (5年)	500,000,000	101.70	508,520,000	101.99	509,980,000	1.1	2012/9/20	1.75
9	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000	13,500.82	496,830,210	13,737.32	505,533,405	3.125	2014/9/15	1.74
10	日本	国債証券	第298回利付国債 (10年)	500,000,000	98.49	492,485,000	99.95	499,785,000	1.3	2018/12/20	1.72
11	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5%	3,150,000	15,102.10	475,716,398	15,533.01	489,289,877	5.5	2029/4/25	1.68
12	イタリア	国債証券	BTPS 5%	3,630,000	13,031.20	473,032,904	13,146.41	477,214,683	5.0	2034/8/1	1.64
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	4,825,000	9,510.66	458,889,523	9,567.97	461,654,676	0.875	2011/5/31	1.59
14	イタリア	国債証券	BTPS 4.5	3,200,000	13,627.54	436,081,328	13,898.60	444,755,248	4.5	2018/8/1	1.53
15	オランダ	社債券	ING BANK NV 3.9%	4,500,000	9,663.00	434,835,146	9,787.09	440,419,328	3.9	2014/3/19	1.51
16	日本	国債証券	第8回利付国債 (物価連動・10年)	452,000,000	86.51	391,009,380	88.73	401,052,820	1.0	2016/6/10	1.38
17	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 2.5%	2,700,000	13,621.44	367,778,951	13,735.28	370,852,771	2.5	2012/4/15	1.27
18	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,220,000	15,615.80	346,670,917	16,406.93	364,233,936	4.5	2042/12/7	1.25
19	ドイツ	特殊債券	KFW 3.5%	3,500,000	9,599.36	335,977,874	9,797.40	342,909,267	3.5	2014/3/10	1.18
20	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・10年)	380,000,000	86.57	328,951,940	88.88	337,744,380	1.2	2017/3/10	1.16
21	オーストラリア	社債券	MACQUARIE BK LTD 4.1%	3,400,000	9,478.58	322,271,966	9,898.63	336,553,454	4.1	2013/12/17	1.16
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	3,400,000	9,164.45	311,591,372	9,698.50	329,749,263	4.375	2038/2/15	1.13
23	ノルウェー	社債券	EKSPORTFINANS 6%	1,930,000	16,540.97	319,240,905	16,562.53	319,656,895	6.0	2010/9/6	1.10
24	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 3.5%	3,300,000	9,581.79	316,199,334	9,670.69	319,132,890	3.5	2014/7/1	1.10
25	ノルウェー	特殊債券	KOMMUNALBANKEN 2.875%	3,100,000	9,572.77	296,755,964	9,694.12	300,518,020	2.875	2012/6/22	1.03
26	ルクセンブルク	社債券	EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000	9,580.35	296,991,093	9,542.91	295,830,332	4.625	2010/9/30	1.02
27	フランス	特殊債券	SFEF 3.375%	3,000,000	9,469.17	284,075,348	9,637.81	289,134,595	3.375	2014/5/5	0.99
28	イタリア	国債証券	BTPS 6%	1,880,000	14,551.85	273,574,894	14,736.17	277,040,125	6.0	2031/5/1	0.95
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,850,000	14,485.44	267,980,758	14,726.68	272,443,761	4.75	2040/7/4	0.94
30	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000	13,803.50	260,886,151	14,188.63	268,165,214	4.375	2019/7/4	0.92

種類別及び業種別投資比率

（2009年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	50.65
地方債証券	0.50
特殊債券	14.55
社債券	29.24
合計	94.94

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件（2009年6月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2009年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	900,000,000	日本円	1,221,914,500	1,242,900,000	1,242,900,000	4.27
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y	買建	85	米ドル	9,639,531.25	9,898,516.05	950,356,525	3.27
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y	買建	74	米ドル	15,912,313.24	16,002,500	1,536,400,025	5.28
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y	買建	26	米ドル	2,943,687.5	3,082,625	295,962,826	1.02
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y	売建	306	米ドル	34,604,428.23	35,151,750	3,374,919,517	11.60
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL	売建	131	ユーロ	15,078,365	15,127,880	2,050,281,576	7.05
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y	買建	15	ユーロ	1,764,900	1,817,250	246,291,892	0.85
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ	買建	96	ユーロ	10,300,800	10,357,920	1,403,808,897	4.83
債券先物取引	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE3Y	売建	97	オーストラリアドル	10,060,970.74	10,043,551.69	781,890,499	2.69
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT	売建	20	英ポンド	2,342,785.5	2,375,000	378,907,500	1.30
金利先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	買建	233	米ドル	57,387,267.5	57,623,612.5	5,532,443,038	19.02

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンＢコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年6月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	28,290,000	9,397.87	2,658,658,932	9,485.49	2,683,447,941	2.25	2014/ 5 /31	2.76
2	日本	国債証券	第290回利付国債 (10年)	2,600,000,000	100.07	2,602,028,000	101.61	2,642,042,000	1.4	2018/ 3 /20	2.72
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	25,925,000	9,463.66	2,453,454,301	9,550.01	2,475,842,345	1.375	2012/ 5 /15	2.55
4	ドイツ	特殊債券	KFW 3.125%	16,500,000	13,481.16	2,224,392,744	13,653.52	2,252,831,005	3.125	2014/ 2 /25	2.32
5	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	15,705,000	14,097.83	2,214,064,295	14,237.42	2,235,987,831	4.25	2012/10/15	2.30
6	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	15,820,000	13,695.30	2,166,597,488	14,020.57	2,218,055,518	4.5	2018/ 2 / 1	2.28
7	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0316 3.5%	14,890,000	13,421.53	1,998,466,695	13,740.03	2,045,890,675	3.5	2015/ 3 /28	2.10
8	日本	国債証券	第70回利付国債 (5 年)	2,000,000,000	100.51	2,010,300,000	100.94	2,018,920,000	0.8	2013/ 3 /20	2.08
9	アメリカ	特殊債券	FED HOME LN BANK 5 %	16,800,000	10,342.23	1,737,495,581	10,499.87	1,763,978,903	5.0	2014/ 3 /14	1.81
10	日本	国債証券	第64回利付国債 (5 年)	1,600,000,000	102.91	1,646,688,000	103.14	1,650,352,000	1.5	2012/ 6 /20	1.70
11	日本	国債証券	第231回利付国債 (10年)	1,592,000,000	101.85	1,621,579,360	101.96	1,623,235,040	1.3	2011/ 6 /20	1.67
12	日本	国債証券	第282回利付国債 (10年)	1,457,000,000	103.34	1,505,751,220	104.99	1,529,762,580	1.7	2016/ 9 /20	1.57
13	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000	13,500.82	1,475,639,729	13,737.32	1,501,489,163	3.125	2014/ 9 /15	1.54
14	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,400,000,000	100.19	1,402,688,000	102.08	1,429,218,000	2.1	2026/12/20	1.47
15	イタリア	国債証券	BTPS 6 %	9,600,000	14,551.85	1,396,978,185	14,736.17	1,414,672,982	6.0	2031/ 5 / 1	1.46
16	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000	14,135.77	1,364,102,673	14,469.18	1,396,276,140	4.5	2017/ 7 /15	1.44
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	13,815,000	9,511.26	1,313,980,859	9,567.97	1,321,815,409	0.875	2011/ 5 /31	1.36
18	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	7,930,000	15,615.80	1,238,333,503	16,406.93	1,301,069,870	4.5	2042/12/ 7	1.34
19	オランダ	社債券	ING BANK NV 3.9%	13,000,000	9,663.00	1,256,190,423	9,787.09	1,272,322,503	3.9	2014/ 3 /19	1.31
20	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	1,240,000,000	99.88	1,238,561,600	101.63	1,260,286,400	1.9	2024/ 3 /20	1.30
21	日本	国債証券	第74回利付国債 (5 年)	1,099,000,000	101.11	1,111,242,860	101.64	1,117,100,530	1.0	2013/ 6 /20	1.15
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000	11,860.23	1,055,560,515	12,397.29	1,103,358,921	6.625	2027/ 2 /15	1.13
23	日本	国債証券	第 8 回利付国債 (物価連動・ 10年)	1,222,000,000	86.51	1,057,109,430	88.73	1,084,262,270	1.0	2016/ 6 /10	1.12
24	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・ 10年)	1,198,000,000	86.57	1,037,064,274	88.88	1,064,783,598	1.2	2017/ 3 /10	1.10
25	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4 %	6,580,000	15,889.70	1,045,542,614	16,094.87	1,059,042,697	4.0	2022/ 3 / 7	1.09
26	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 3.125%	7,580,000	13,430.79	1,018,054,489	13,632.96	1,033,378,572	3.125	2014/ 4 /15	1.06
27	日本	国債証券	第76回利付国債 (5 年)	1,000,000,000	101.84	1,018,430,000	102.44	1,024,460,000	1.2	2013/ 9 /20	1.05
28	フランス	特殊債券	SFEF 2.25%	10,300,000	9,480.73	976,516,001	9,600.03	988,803,120	2.25	2012/ 6 /11	1.02
29	オーストラリア	社債券	MACQUARIE BK LTD 4.1%	9,800,000	9,478.58	928,901,550	9,898.63	970,065,838	4.1	2013/12/17	1.00
30	ドイツ	社債券	HSH NORDBANK AG 2 %	6,810,000	13,535.38	921,759,452	13,608.56	926,743,433	2.0	2011/ 5 /11	0.95

種類別及び業種別投資比率

（2009年6月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	54.41
地方債証券	0.33
特殊債券	15.50
社債券	24.67
合計	94.91

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件（2009年6月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2009年6月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	3,900,000,000	日本円	5,294,969,500	5,385,900,000	5,385,900,000	5.54
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y	買建	309	米ドル	35,042,531.25	35,984,017.17	3,454,825,488	3.55
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y	買建	195	米ドル	41,931,095.7	42,168,750	4,048,621,687	4.16
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y	売建	10	米ドル	1,172,403.9	1,185,625	113,831,856	0.12
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y	売建	815	米ドル	92,082,269.7	93,623,125	8,988,756,231	9.25
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL	売建	633	ユーロ	72,543,112	73,098,840	9,907,085,785	10.19
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y	買建	20	ユーロ	2,353,200	2,423,000	328,389,190	0.34
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL	買建	88	ユーロ	8,066,080	8,316,000	1,127,067,480	1.16
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ	買建	300	ユーロ	32,190,000	32,368,500	4,386,902,805	4.51
債券先物取引	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE3Y	売建	307	オーストラリアドル	31,842,463.42	31,787,323.39	2,474,643,125	2.55
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT	売建	58	英ポンド	6,802,871.25	6,887,500	1,098,831,750	1.13
金利先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90days	買建	793	米ドル	195,313,657.5	196,118,000	18,829,289,180	19.37

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注２）評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。２つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

2009年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
1期	（2002年6月7日）	287	287	0.9950	0.9950
2期	（2003年6月9日）	514	514	1.0776	1.0776
3期	（2004年6月7日）	658	658	1.0472	1.0472
4期	（2005年6月7日）	895	895	1.0939	1.0939
5期	（2006年6月7日）	871	871	1.0510	1.0510
6期	（2007年6月7日）	955	955	1.0294	1.0294
7期	（2008年6月9日）	1,099	1,099	1.0247	1.0247
8期	（2009年6月8日）	1,924	1,924	1.0549	1.0549
	2008年6月末日	1,570	—	1.0197	—
	2008年7月末日	1,585	—	1.0120	—
	2008年8月末日	1,616	—	1.0217	—
	2008年9月末日	1,610	—	1.0192	—
	2008年10月末日	1,583	—	1.0119	—
	2008年11月末日	1,589	—	1.0221	—
	2008年12月末日	1,638	—	1.0562	—
	2009年1月末日	1,629	—	1.0420	—
	2009年2月末日	1,619	—	1.0389	—
	2009年3月末日	1,763	—	1.0504	—
	2009年4月末日	1,882	—	1.0540	—
	2009年5月末日	1,930	—	1.0547	—
	2009年6月末日	1,987	—	1.0731	—

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

< ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け） >

2009年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり 純資産額（円） （分配落）	1口当たり 純資産額（円） （分配付）
1期	（2002年6月7日）	19	19	1.0438	1.0438
2期	（2003年6月9日）	112	112	1.2187	1.2187
3期	（2004年6月7日）	321	321	1.1760	1.1760
4期	（2005年6月7日）	582	582	1.2179	1.2179
5期	（2006年6月7日）	779	779	1.2693	1.2693
6期	（2007年6月7日）	1,176	1,176	1.3711	1.3711
7期	（2008年6月9日）	1,833	1,833	1.3609	1.3609
8期	（2009年6月8日）	3,850	3,850	1.2855	1.2855
	2008年6月末日	3,135	-	1.3709	-
	2008年7月末日	3,184	-	1.3708	-
	2008年8月末日	3,187	-	1.3595	-
	2008年9月末日	3,063	-	1.3000	-
	2008年10月末日	2,769	-	1.1891	-
	2008年11月末日	2,758	-	1.1784	-
	2008年12月末日	2,820	-	1.2111	-
	2009年1月末日	2,718	-	1.1501	-
	2009年2月末日	2,843	-	1.2089	-
	2009年3月末日	3,315	-	1.2438	-
	2009年4月末日	3,691	-	1.2516	-
	2009年5月末日	3,788	-	1.2668	-
	2009年6月末日	3,941	-	1.2924	-

（注）表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	0.0000
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	0.0000
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	0.0000
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	0.0000
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	0.0000

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	0.0000
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	0.0000
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	0.0000
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	0.0000
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	0.0000

【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	0.5
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	8.3
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	2.8
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	4.5
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	3.9
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	2.1
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.5
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	2.9

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	4.4
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	16.8
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	3.5
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	3.6
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	4.2
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	8.0
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.7
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	5.5

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2001年11月22日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*1} 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

- (4) お買付単位は、1円以上1円単位とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。

- (5) お買付代金は、取得申込日の翌々営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (6) 受益権の取得申込者の制限について

受益権の取得申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

なお、上記にかかわらず、本ファンド設定のため委託会社もしくは販売会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*1} 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額とします。

^{*} 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を

確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。
- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

委託会社は、年1回（6月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します（本ファンドの受益者は、本ファンドを購入できる投資者に限定されます。詳しくは、前記「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。）。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

本ファンドの信託期間は2001年11月22日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

（4）【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2001年11月22日から2002年6月7日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

（5）【その他】

a . 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b . に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b . に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が辞任したときは、委託会社は、新受託者を選任します。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし

て、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドン）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
- (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- (c) 委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g．において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h．信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j．再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の財務諸表は、第7期計算期間（2007年6月8日から2008年6月9日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第8期計算期間（2008年6月10日から2009年6月8日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2007年6月8日から2008年6月9日まで）及び第8期計算期間（2008年6月10日から2009年6月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 (2008年 6 月 9 日現在)	第 8 期 (2009年 6 月 8 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,105,688,412	1,933,004,221
未収入金	5,276,851	2,053,053
流動資産合計	1,110,965,263	1,935,057,274
資産合計	1,110,965,263	1,935,057,274
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,276,851	2,053,053
未払受託者報酬	297,272	449,118
未払委託者報酬	5,350,852	8,084,115
その他未払費用	282,946	427,511
流動負債合計	11,207,921	11,013,797
負債合計	11,207,921	11,013,797
純資産の部		
元本等		
元本	1,073,229,386	1,823,956,852
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,527,956	100,086,625
（分配準備積立金）	91,187,638	124,867,108
元本等合計	1,099,757,342	1,924,043,477
純資産合計	1,099,757,342	1,924,043,477
負債純資産合計	1,110,965,263	1,935,057,274

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	第 8 期 自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,395,885	67,504,218
営業収益合計	1,395,885	67,504,218
営業費用		
受託者報酬	555,239	852,424
委託者報酬	9,994,168	15,343,480
その他費用	528,464	811,393
営業費用合計	11,077,871	17,007,297
営業利益又は営業損失（ ）	12,473,756	50,496,921
経常利益又は経常損失（ ）	12,473,756	50,496,921
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,473,756	50,496,921
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,069,711	1,452,408
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	27,286,120	26,527,956
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,395,149	30,304,133
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,395,149	30,304,133
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,609,846	5,789,977
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,609,846	5,789,977
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	26,527,956	100,086,625

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 7 期 自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	第 8 期 自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年 6 月 7 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2008年 6 月 9 日としております。	計算期間の取扱い 2008年 6 月 7 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は2008年 6 月10日としております。また、2009年 6 月 7 日が休業日のため、本計算期間末日は2009年 6 月 8 日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 7 期 (2008年 6 月 9 日現在)	第 8 期 (2009年 6 月 8 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	928,201,165円	1,073,229,386円
期中追加設定元本額	496,012,940円	1,021,056,268円
期中一部解約元本額	350,984,719円	270,328,802円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,073,229,386口	1,823,956,852口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 7 期 自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	第 8 期 自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	27,767,887円	47,582,278円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	144,701,653円	327,828,815円
分配準備積立金額	63,419,751円	77,284,830円
本ファンドの分配対象収益額	235,889,291円	452,695,923円
本ファンドの期末残存口数	1,073,229,386口	1,823,956,852口
1口当たり収益分配対象額	0.219793円	0.248194円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 7 期（2008年 6 月 9 日現在）		第 8 期（2009年 6 月 8 日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	1,105,688,412	3,296,350	1,933,004,221	74,050,432
合計	1,105,688,412	3,296,350	1,933,004,221	74,050,432

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第 7 期 (2008年 6 月 9 日現在)	第 8 期 (2009年 6 月 8 日現在)
1口当たり純資産額	1.0247円	1.0549円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド	1,679,850,718	1,933,004,221	—
合計		—	1,679,850,718	1,933,004,221	—

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 7 期 (2008年 6 月 9 日現在)	第 8 期 (2009年 6 月 8 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,843,001,249	3,866,992,814
未収入金	2,396,296	1,602,886
流動資産合計	1,845,397,545	3,868,595,700
資産合計	1,845,397,545	3,868,595,700
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,396,296	1,602,886
未払受託者報酬	454,463	819,663
未払委託者報酬	8,180,231	14,753,879
その他未払費用	432,588	780,263
流動負債合計	11,463,578	17,956,691
負債合計	11,463,578	17,956,691
純資産の部		
元本等		
元本	1,347,622,497	2,995,538,513
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	486,311,470	855,100,496
（分配準備積立金）	123,758,348	195,481,525
元本等合計	1,833,933,967	3,850,639,009
純資産合計	1,833,933,967	3,850,639,009
負債純資産合計	1,845,397,545	3,868,595,700

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 7 期 自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	第 8 期 自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,901,764	117,199,852
営業収益合計	9,901,764	117,199,852
営業費用		
受託者報酬	793,410	1,572,181
委託者報酬	14,281,240	28,299,180
その他費用	755,204	1,496,602
営業費用合計	15,829,854	31,367,963
営業損失（ ）	25,731,618	148,567,815
経常損失（ ）	25,731,618	148,567,815
当期純損失（ ）	25,731,618	148,567,815
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	245,463	31,562,691
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	318,555,807	486,311,470
剰余金増加額又は欠損金減少額	264,552,764	590,959,481
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	264,552,764	590,959,481
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,310,946	105,165,331
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,310,946	105,165,331
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	486,311,470	855,100,496

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 7 期 自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	第 8 期 自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年 6 月 7 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2008年 6 月 9 日としております。	計算期間の取扱い 2008年 6 月 7 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は2008年 6 月10日としております。また、2009年 6 月 7 日が休業日のため、本計算期間末日は2009年 6 月 8 日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 7 期 (2008年 6 月 9 日現在)	第 8 期 (2009年 6 月 8 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	858,350,920円	1,347,622,497円
期中追加設定元本額	679,981,878円	1,946,217,360円
期中一部解約元本額	190,710,301円	298,301,344円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,347,622,497口	2,995,538,513口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 7 期 自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	第 8 期 自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	42,002,522円	85,639,754円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	362,553,122円	875,931,053円
分配準備積立金額	81,755,826円	109,841,771円
本ファンドの分配対象収益額	486,311,470円	1,071,412,578円
本ファンドの期末残存口数	1,347,622,497口	2,995,538,513口
1口当たり収益分配対象額	0.360866円	0.357669円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 7 期（2008年 6 月 9 日現在）		第 8 期（2009年 6 月 8 日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	1,843,001,249	2,492,927	3,866,992,814	57,726,902
合計	1,843,001,249	2,492,927	3,866,992,814	57,726,902

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第 7 期 （2008年 6 月 9 日現在）	第 8 期 （2009年 6 月 8 日現在）
1口当たり純資産額	1.3609円	1.2855円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	2,610,716,186	3,866,992,814	—
合計		—	2,610,716,186	3,866,992,814	—

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年 6 月 9 日現在)	(2009年 6 月 8 日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		6,563,047	4,375,919
コール・ローン		350,058,540	151,236,640
国債証券		26,662,755,407	14,740,706,224
地方債証券		158,916,099	143,680,834
特殊債券		4,864,799,785	5,154,270,695
社債券		7,200,098,806	8,393,356,902
派生商品評価勘定		1,073,237,793	879,958,110
未収入金		31,222,606	201,785,850
未収利息		471,693,701	300,155,048
前払費用		76,954,252	53,159,048
差入委託証拠金		741,532,977	80,241,281
流動資産合計		41,637,833,013	30,102,926,551
資産合計		41,637,833,013	30,102,926,551
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,781,809,060	1,558,631,394
未払金		211,592,248	130,710,700
未払解約金		116,721,088	28,653,702
流動負債合計		2,110,122,396	1,717,995,796
負債合計		2,110,122,396	1,717,995,796
純資産の部			
元本等			
元本		35,711,615,513	24,666,701,904
剰余金			
期末剰余金		3,816,095,104	3,718,228,851
剰余金合計		3,816,095,104	3,718,228,851
元本等合計		39,527,710,617	28,384,930,755
純資産合計		39,527,710,617	28,384,930,755
負債・純資産合計		41,637,833,013	30,102,926,551

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2008年6月9日現在)	(2009年6月8日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	38,970,551,448円	30,354,189,930円
期中追加設定元本額	1,319,725,471円	1,687,702,620円
期中一部解約元本額	4,578,661,406円	7,375,190,646円
期末元本額	35,711,615,513円	24,666,701,904円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）	998,905,423円	1,679,850,718円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）	3,768,825,910円	2,214,853,968円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）	398,154,900円	290,365,540円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）	4,691,821,115円	3,882,289,768円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA （限定為替ヘッジ）VA（適格機関投資家専用）	8,724,004,248円	7,566,657,354円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF （適格機関投資家専用）	1,449,640,436円	1,060,303,151円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA （適格機関投資家専用）	15,680,263,481円	7,972,381,405円
2. 計算期間末日における受益権の総数	35,711,615,513口	24,666,701,904口

（注）当親投資信託の前々計算期間は2007年12月8日から2008年6月9日となっており、また当計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、貸借対照表に関する注記に記載された元本の推移は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2008年6月9日現在)		(2009年6月8日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	26,662,755,407	498,387,711	14,740,706,224	278,541,135
地方債証券	158,916,099	472,890	143,680,834	10,115,581
特殊債券	4,864,799,785	2,757,355	5,154,270,695	40,393,866
社債券	7,200,098,806	749,818,873	8,393,356,902	188,758,981
合計	38,886,570,097	1,244,976,339	28,432,014,655	140,291,601

（注）当親投資信託の前々計算期間は2007年12月8日から2008年6月9日となっており、また当計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。 2．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1．取引の内容 同左 2．取引に対する取組方針 同左 3．取引の利用目的 同左 4．取引に係るリスクの内容 同左 5．取引に係るリスク管理体制 同左 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2008年6月9日現在)				(2009年6月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	23,346,088,050	—	23,193,386,636	152,701,414	7,553,884,712	—	7,473,994,868	79,889,844
	売建	6,550,672,345	—	6,589,137,850	38,465,505	8,229,928,370	—	8,089,630,865	140,297,505
合計		29,896,760,395	—	29,782,524,486	191,166,919	15,783,813,082	—	15,563,625,733	60,407,661

(2) 通貨関連

区分	種類	(2008年6月9日現在)				(2009年6月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	24,487,563,682	—	24,884,393,521	396,829,839	7,336,440,092	—	7,446,286,318	109,846,226
	カナダドル	1,955,458,990	—	1,936,618,958	18,840,032	885,853,134	—	924,729,165	38,876,031
	ユーロ	5,536,103,774	—	5,710,092,089	173,988,315	2,423,483,571	—	2,550,521,248	127,037,677
	英ポンド	2,815,167,054	—	2,839,329,656	24,162,602	1,379,153,892	—	1,484,973,533	105,819,641
	スイスフラン	2,367,435,970	—	2,432,891,868	65,455,898	533,986,277	—	557,929,732	23,943,455
	スウェーデン クローナ	1,181,188,169	—	1,229,505,505	48,317,336	676,682,102	—	691,369,176	14,687,074
	ノルウェー クローネ	777,656,955	—	815,878,945	38,221,990	488,206,591	—	502,362,958	14,156,367
	オーストラリ アドル	2,741,194,220	—	2,883,779,968	142,585,748	1,637,105,542	—	1,811,599,720	174,494,178
	ニュージーラ ンドドル	2,394,792,108	—	2,391,378,857	3,413,251	1,194,203,169	—	1,297,187,564	102,984,395
	売建								
	米ドル	36,960,783,837	—	37,613,821,730	653,037,893	16,832,551,005	—	17,175,667,479	343,116,474
	カナダドル	2,661,751,521	—	2,696,910,545	35,159,024	1,091,289,660	—	1,187,706,566	96,416,906
	ユーロ	16,577,668,480	—	16,936,500,474	358,831,994	11,442,003,233	—	11,991,950,424	549,947,191
	英ポンド	5,046,247,100	—	5,138,418,379	92,171,279	3,963,440,226	—	4,132,582,050	169,141,824
	スイスフラン	2,375,813,452	—	2,434,719,487	58,906,035	728,448,481	—	767,333,053	38,884,572
	スウェーデン クローナ	1,337,261,383	—	1,371,448,977	34,187,594	938,026,860	—	965,804,311	27,777,451
	ノルウェー クローネ	432,404,166	—	438,679,977	6,275,811	284,702,238	—	288,868,023	4,165,785
	デンマーク クローネ	386,043,920	—	410,350,732	24,306,812	220,366,454	—	229,953,018	9,586,564
	オーストラリ アドル	2,390,950,730	—	2,522,803,319	131,852,589	1,386,495,130	—	1,495,961,166	109,466,036
	ニュージーラ ンドドル	3,147,474,142	—	3,137,457,904	10,016,238	953,127,222	—	1,050,199,582	97,072,360
合計		115,572,959,653	—	117,824,980,891	517,404,348	54,395,564,879	—	56,552,985,086	733,730,119

(3) 金利関連

区分	種類	(2008年6月9日現在)				(2009年6月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	—	—	—	—	4,649,705,560	—	4,644,354,734	5,350,826
	合計	—	—	—	—	4,649,705,560	—	4,644,354,734	5,350,826

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日			自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
Goldman Sachs & Co. （投資信託財産の運用の指 図を行う投資信託委託会社 の利害関係人等）	有価証券 等売買 手数料	先物 15,950,449円	—	—	—	—
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

項目	（2008年 6 月 9 日現在）	（2009年 6 月 8 日現在）
1口当たり純資産額	1.1069円	1.1507円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
日本円	国債証券	第66回 利付国債（5年）	500,000,000	508,520,000		
		第67回 利付国債（5年）	565,000,000	578,266,200		
		第74回 利付国債（5年）	1,760,000,000	1,779,606,400		
		第296回 利付国債（10年）	207,000,000	207,929,430		
		第298回 利付国債（10年）	500,000,000	492,485,000		
		第27回 利付国債（30年）	100,000,000	104,591,000		
		第67回 利付国債（20年）	790,000,000	789,083,600		
		第68回 利付国債（20年）	130,000,000	134,808,700		
		第71回 利付国債（20年）	205,000,000	212,310,300		
		第84回 利付国債（20年）	175,000,000	174,349,000		
		第96回 利付国債（20年）	590,000,000	589,227,100		
		第6回 利付国債（物価連動・10年）	45,000,000	39,009,600		
		第8回 利付国債（物価連動・10年）	452,000,000	391,009,380		
		第11回 利付国債（物価連動・10年）	380,000,000	328,951,940		
		第18回 高速道路機構債券	210,000,000	216,858,600		
小計				6,547,006,250		
	米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B 1.75%	3,420,000.00	3,098,009.32	
		US TREASURY N/B 2.25%	2,360,000.00	2,294,368.40		
		US TREASURY N/B 3.75%	500,000.00	495,390.00		
		US TREASURY N/B 4.375%	3,400,000.00	3,245,405.40		
	地方債証券	QUEBEC PROVINCE 5.125%	1,450,000.00	1,457,061.50		
	特殊債券	ASIAN DEV BANK 2.75%	4,700,000.00	4,527,420.60		
		BANK OF ENGLAND 2.375%	1,975,000.00	1,976,986.85		
		BK NED GEMEENTEN 5.125%	2,588,000.00	2,751,432.20		
		CAISSE AMORT DET 1.75%	4,825,000.00	4,823,058.42		
		EUROPEAN INVT BK 3%	3,400,000.00	3,324,554.00		
		FED HOME LN BANK 4.875%	2,520,000.00	2,708,969.76		
		FED HOME LN BANK 5%	6,300,000.00	6,786,385.20		
		KFW 3.5%	3,500,000.00	3,499,405.00		
		KOMMUNALBANKEN 5.125%	3,100,000.00	3,272,050.00		
		NRW. BANK 4.75%	1,700,000.00	1,755,590.00		
		SFEF 2.375%	3,950,000.00	3,950,059.25		
		SFEF 3.375%	3,000,000.00	2,958,810.00		
		社債券	AHM 2004-3 1A	28,394.15	21,166.93	
			AHMA 2007-1 A1	4,137,778.10	1,412,675.09	
			ARCH CAPITAL GRP 7.35%	340,000.00	202,932.74	
	AT&T BROADBAND 9.455%		320,000.00	361,049.92		
	AT&T INC 6.7%		950,000.00	1,030,968.50		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BP CAPITAL PLC 5.25%	1,750,000.00	1,841,021.00	
		CITM 2007-1 2A1	986,623.65	784,365.80	
		CITM 2007-1 2A2	400,000.00	113,000.00	
		CITM 2007-1 2A3	800,000.00	216,000.00	
		COCA-COLA CO 3.625%	900,000.00	895,087.80	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	1,300,000.00	1,327,872.00	
		COX COMMUN INC 4.625%	1,270,000.00	1,275,749.29	
		CWALT 2005-46CB A8	1,735,495.24	1,341,373.64	
		CWALT 2005-82 A1	3,055,404.14	1,375,717.10	
		CWALT 2006-0A1 2A1	1,495,230.08	603,400.84	
		CWALT 2007-15CB A5	2,428,123.53	1,324,107.96	
		CWALT 2007-0A11 A1A	2,856,362.09	965,645.76	
		ELI LILLY & CO 3.55%	800,000.00	825,496.80	
		ENDURANCE SPECIA 7%	350,000.00	218,561.70	
		EUROHYPO SA LUX 4.25%	2,450,000.00	2,435,422.50	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000.00	3,093,335.00	
		HFCHC 2007-3 APT	2,247,617.50	1,506,957.85	
		ING BANK NV 3.9%	4,500,000.00	4,529,061.00	
		LEASEPLAN CORP 3%	1,030,000.00	1,027,198.40	
		LXS 2007-7N 1A2	2,718,101.96	640,697.40	
		MACQUARIE BK LTD 4.1%	3,400,000.00	3,356,650.00	
		MORGAN STANLEY 6%	750,000.00	750,575.25	
		MSM 2007-15AR 2A1	1,758,629.78	868,273.33	
		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	700,000.00	711,025.00	
		OEST BUNDESBahn 4.75%	630,000.00	649,341.00	
		RALI 2005-QS13 2A3	1,188,389.76	867,351.13	
		ROCHE HLDGS INC 5%	950,000.00	978,706.15	
		SARM 2007-10 1A1	2,413,894.87	1,128,345.22	
		SCHIG 4.625%	570,000.00	585,532.50	
		SEMT 2004-10 A3A	321,357.19	219,487.66	
		TELECOM IT CAP 4.875%	147,000.00	147,368.97	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	750,000.00	740,910.00	
		WFALT 2007-PA6 A1	3,187,755.39	1,573,954.22	
		WMALT 2006-AR5 4A	4,494,225.33	1,589,350.42	
		WMALT 2007-0A2 2A	1,600,274.46	553,104.78	
		WMALT 2007-0A3 2A	2,566,762.28	881,989.05	
小計				97,895,785.60	
				(9,653,503,416)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 4.5%	10,000.00	10,922.10	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		CANADA-GOV'T 8%	1,850,000.00	2,773,512.60	
				2,784,434.70	
				(245,698,517)	
ユーロ	国債証券	BELGIUM KINGDOM 4%	1,900,000.00	1,876,440.00	
		BELGIUM KINGDOM 8%	1,300,000.00	1,587,300.00	
		BTPS 4.25%	4,770,000.00	4,961,754.00	
		BTPS 4.5%	4,600,000.00	4,632,300.00	
		BTPS 5%	3,630,000.00	3,490,245.00	
		BTPS 6%	1,880,000.00	2,018,556.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,850,000.00	1,977,280.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,750,000.00	2,150,960.00	
		FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000.00	3,665,832.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000.00	1,924,932.87	
		FRANCE O.A.T. 3%	650,000.00	633,165.00	
		FRANCE O.A.T. 5.5%	3,150,000.00	3,510,045.00	
		FRANCE O.A.T. 6%	1,100,000.00	1,288,650.00	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	1,720,000.00	1,697,640.00	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	1,010,000.00	1,053,430.00	
		NETHERLANDS GOVT 7.5%	450,000.00	591,750.00	
		SPANISH GOV'T 5.75%	180,000.00	199,449.90	
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 2.5%	2,700,000.00	2,713,635.00	
		SWEDBANK AB 3.375%	1,075,000.00	1,058,325.73	
	社債券	ANGLO IRISH BANK (FLOAT)	910,000.00	565,000.80	
		ASTRAZENECA PLC 5.625%	1,300,000.00	1,327,885.00	
		AUST & NZ BANK 5.25%	350,000.00	363,545.00	
		BANCA POP BERGAMO Var	980,000.00	802,963.00	
		BANCO SANTANDER 3.875%	1,000,000.00	989,050.00	
		BANK OF AMER CRP 7%	950,000.00	957,375.43	
		BHP BILLITON FIN 6.375%	1,050,000.00	1,125,740.70	
		BNP PARIBAS 5%	400,000.00	417,140.40	
		CARREFOUR 5.375%	300,000.00	312,785.70	
		CITI CORP 5.5% EMTN	1,227,100.51	1,105,494.84	
		COMMERZBANK AG 5%	900,000.00	928,305.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	800,000.00	843,401.60	
		DAIMLER NA CORP 5.75%	500,000.00	510,447.50	
		DLR KREDIT A/S (Float)	660,000.00	628,650.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	1,550,000.00	1,630,832.50	
		ERSTE GROUP 2.25%	1,500,000.00	1,496,625.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
英ポンド	国債証券	IBM CORP 6.625%	550,000.00	605,660.00		
		JOHN DEERE BANK 6%	800,000.00	832,640.00		
		JPMORGAN CHASE 5.25%	650,000.00	662,642.50		
		LEASEPLAN CORP 3.25%	1,200,000.00	1,176,267.60		
		MORGAN STANLEY 6.5%	350,000.00	356,566.35		
		RESONA BANK Var	900,000.00	852,390.00		
		ROYAL BK SCOTLAND 5.25%	300,000.00	296,610.00		
		ROYAL BK SCOTLAND 5.75%	800,000.00	795,360.00		
		SHELL INTL FIN 4.5%	600,000.00	609,990.00		
		SIEMENS FINAN 5.25%	650,000.00	686,531.30		
		ST GEORGE BANK 6.5%	400,000.00	423,785.20		
		STATOILHYDRO ASA 4.375%	750,000.00	763,050.00		
		VATTENFALL TREAS 6.75%	500,000.00	551,650.00		
		WACHOVIA BANK NA 6%	500,000.00	502,147.00		
		WM COVERED BOND 4%	1,250,000.00	1,050,187.50		
		小計		65,202,410.42		
			(8,981,632,033)			
	小計	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,220,000.00		2,172,940.44
			UK TREASURY 4.75%	1,750,000.00		1,814,399.25
			UK TREASURY 5%	600,000.00		640,800.00
			UK TREASURY 5.25%	6,040,000.00		6,535,280.00
特殊債券		KFW 5.25%	540,000.00	575,937.00		
		KFW 5.375%	900,000.00	968,175.00		
社債券		EKSPORTFINANS 6%	1,930,000.00	2,001,008.56		
		GE CAPITAL UK 8%	1,200,000.00	1,141,801.20		
スウェーデン クローナ 小計	国債証券			15,850,341.45		
				(2,496,428,778)		
		SWEDISH GOVT 6.75%	10,000,000.00	11,774,500.00		
				11,774,500.00		
デンマーク クローネ 小計	国債証券			(148,829,680)		
		KINGDOM OF DENMARK 4%	12,000,000.00	12,142,800.00		
				12,142,800.00		
				(224,641,800)		
オーストラ リアドル 小計	社債券			1,708,105.60		
		NATL AUSTRALIABK 5.75%	1,700,000.00	1,708,105.60		
				1,708,105.60		
				(134,274,181)		
合計				28,432,014,655		
				(21,885,008,405)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 4 銘柄	9.3%	44.2%
	地方債証券 1 銘柄	1.5%	
	特殊債券 12銘柄	43.2%	
	社債券 41銘柄	46.0%	
カナダドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.1%
ユーロ	国債証券 17銘柄	57.1%	41.0%
	特殊債券 2 銘柄	5.8%	
	社債券 31銘柄	37.1%	
英ポンド	国債証券 4 銘柄	70.5%	11.4%
	特殊債券 2 銘柄	9.7%	
	社債券 2 銘柄	19.8%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.7%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.0%
オーストラリアドル	社債券 1 銘柄	100.0%	0.6%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

[次へ](#)

B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年 6 月 9 日現在)	(2009年 6 月 8 日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		12,994,735	2,561,299
コール・ローン		1,939,320,369	1,647,360,099
国債証券		75,900,797,126	50,538,978,299
地方債証券		356,191,257	322,043,249
特殊債券		18,000,408,150	19,117,602,947
社債券		17,203,621,629	25,259,143,757
派生商品評価勘定		3,270,276,547	2,717,469,063
未収入金		85,451,337	—
未収利息		1,337,245,456	956,743,320
前払費用		199,865,271	156,409,741
差入委託証拠金		1,985,814,023	600,035,180
流動資産合計		120,291,985,900	101,318,346,954
資産合計		120,291,985,900	101,318,346,954
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		3,877,466,671	2,517,242,750
未払金		583,358,979	1,473,512,371
未払解約金		39,330,333	15,194,171
流動負債合計		4,500,155,983	4,005,949,292
負債合計		4,500,155,983	4,005,949,292
純資産の部			
元本等			
元本		74,608,025,497	65,700,520,987
剰余金			
期末剰余金		41,183,804,420	31,611,876,675
剰余金合計		41,183,804,420	31,611,876,675
元本等合計		115,791,829,917	97,312,397,662
純資産合計		115,791,829,917	97,312,397,662
負債・純資産合計		120,291,985,900	101,318,346,954

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2008年6月9日現在)	(2009年6月8日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	78,564,938,598円	71,723,384,001円
期中追加設定元本額	3,373,533,649円	1,826,375,630円
期中一部解約元本額	7,330,446,750円	7,849,238,644円
期末元本額	74,608,025,497円	65,700,520,987円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）	1,187,500,805円	2,610,716,186円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（野村SMA向け）	6,550,889,657円	4,608,430,267円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	846,174,510円	642,472,829円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）	5,747,791,976円	4,975,927,104円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB （為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）	60,275,668,549円	52,862,974,601円
2. 計算期間末日における受益権の総数	74,608,025,497口	65,700,520,987口

（注）当親投資信託の前々計算期間は2007年12月8日から2008年6月9日となっており、また当計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、貸借対照表に関する注記に記載された元本の推移は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2008年6月9日現在)		(2009年6月8日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	75,900,797,126	1,700,757,975	50,538,978,299	1,167,497,205
地方債証券	356,191,257	1,059,926	322,043,249	22,672,855
特殊債券	18,000,408,150	29,534,222	19,117,602,947	254,545,298
社債券	17,203,621,629	1,975,590,848	25,259,143,757	609,044,815
合計	111,461,018,162	3,704,823,119	95,237,768,252	835,670,543

（注）当親投資信託の前々計算期間は2007年12月8日から2008年6月9日となっており、また当計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日	自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日
1．取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。 2．取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3．取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4．取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1．取引の内容 同左 2．取引に対する取組方針 同左 3．取引の利用目的 同左 4．取引に係るリスクの内容 同左 5．取引に係るリスク管理体制 同左 6．取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2008年6月9日現在)				(2009年6月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	62,665,737,777	—	62,331,203,797	334,533,980	25,315,876,266	—	25,068,149,344	247,726,922
	売建	17,976,555,378	—	18,052,172,318	75,616,940	29,290,725,439	—	28,814,585,699	476,139,740
	合計	80,642,293,155	—	80,383,376,115	410,150,920	54,606,601,705	—	53,882,735,043	228,412,818

(2) 通貨関連

区分	種類	(2008年6月9日現在)				(2009年6月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	69,387,065,501	—	70,497,686,165	1,110,620,664	20,496,573,364	—	20,780,120,470	283,547,106
	カナダドル	5,590,689,487	—	5,536,552,212	54,137,275	3,116,953,821	—	3,273,623,192	156,669,371
	ユーロ	21,951,262,471	—	22,543,658,966	592,396,495	7,743,858,421	—	8,143,852,399	399,993,978
	英ポンド	9,689,644,952	—	9,800,886,439	111,241,487	4,296,893,315	—	4,620,767,894	323,874,579
	スイスフラン	6,677,917,954	—	6,862,250,231	184,332,277	1,644,537,587	—	1,716,053,022	71,515,435
	スウェーデン クローナ	3,389,037,508	—	3,524,880,784	135,843,276	2,144,266,979	—	2,188,368,013	44,101,034
	ノルウェー クローネ	2,226,691,862	—	2,335,140,516	108,448,654	1,539,628,816	—	1,584,175,215	44,546,399
	デンマーク クローネ	—	—	—	—	189,850,200	—	198,109,220	8,259,020
	オーストラリ アドル	8,282,773,580	—	8,724,695,129	441,921,549	5,056,953,362	—	5,573,239,895	516,286,533
	ニュージーラ ンドドル	6,673,620,327	—	6,663,626,516	9,993,811	3,716,012,561	—	4,024,976,735	308,964,174
	売建								
	米ドル	78,251,991,992	—	79,758,640,571	1,506,648,579	26,330,479,632	—	26,767,560,661	437,081,029
	カナダドル	4,848,426,191	—	4,825,425,257	23,000,934	2,049,955,117	—	2,249,595,853	199,640,736
	ユーロ	17,903,807,607	—	18,507,279,120	603,471,513	9,117,387,990	—	9,497,485,356	380,097,366
	英ポンド	8,921,301,297	—	9,068,604,969	147,303,672	6,967,633,895	—	7,309,756,031	342,122,136
	スイスフラン	6,659,522,371	—	6,823,183,444	163,661,073	2,277,143,008	—	2,395,668,281	118,525,273
	スウェーデン クローナ	3,242,020,682	—	3,299,790,168	57,769,486	2,478,858,380	—	2,559,292,369	80,433,989
	ノルウェー クローネ	1,222,763,385	—	1,240,513,395	17,750,010	927,385,550	—	939,850,799	12,465,249
	オーストラリ アドル	6,816,603,590	—	7,192,056,090	375,452,500	3,758,798,418	—	4,072,726,242	313,927,824
	ニュージーラ ンドドル	8,936,030,090	—	8,904,686,711	31,343,379	2,907,767,310	—	3,191,193,482	283,426,172
	合計	270,671,170,847	—	276,109,556,683	197,039,204	106,760,937,726	—	111,086,415,129	9,962,145

(3) 金利関連

区分	種類	(2008年6月9日現在)				(2009年6月8日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	—	—	—	—	15,823,620,054	—	15,805,395,694	18,224,360
	合計	—	—	—	—	15,823,620,054	—	15,805,395,694	18,224,360

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2007年 6 月 8 日 至 2008年 6 月 9 日			自 2008年 6 月10日 至 2009年 6 月 8 日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
Goldman Sachs & Co. （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	先物 43,889,317円	—	—	—	—
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—	有価証券等 売買手数料	為替 —円	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	（2008年 6 月 9 日現在）	（2009年 6 月 8 日現在）
1口当たり純資産額	1.5520円	1.4812円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第64回 利付国債（5年）	1,600,000,000	1,646,688,000	
		第70回 利付国債（5年）	2,000,000,000	2,010,300,000	
		第74回 利付国債（5年）	1,099,000,000	1,111,242,860	
		第76回 利付国債（5年）	1,000,000,000	1,018,430,000	
		第231回 利付国債（10年）	1,592,000,000	1,621,579,360	
		第282回 利付国債（10年）	1,457,000,000	1,505,751,220	
		第284回 利付国債（10年）	488,000,000	503,620,880	
		第290回 利付国債（10年）	2,600,000,000	2,602,028,000	
		第296回 利付国債（10年）	823,000,000	826,695,270	
		第16回 利付国債（30年）	575,000,000	601,064,750	
		第42回 利付国債（20年）	150,000,000	164,623,500	
		第67回 利付国債（20年）	1,240,000,000	1,238,561,600	
		第71回 利付国債（20年）	440,000,000	455,690,400	
		第84回 利付国債（20年）	300,000,000	298,884,000	
		第92回 利付国債（20年）	1,400,000,000	1,402,688,000	
		第96回 利付国債（20年）	709,000,000	708,071,210	
		第110回 利付国債（20年）	600,000,000	595,836,000	
		第6回 利付国債（物価連動・10年）	98,000,000	84,954,240	
		第8回 利付国債（物価連動・10年）	1,222,000,000	1,057,109,430	
		第11回 利付国債（物価連動・10年）	1,198,000,000	1,037,064,274	
	特殊債券	第18回 高速道路機構債券	500,000,000	516,330,000	
小計				21,007,212,994	
米ドル	国債証券	TSY INFL IX N/B 1.75%	10,430,000.00	9,448,022.60	
		US TREASURY N/B 2.25%	5,490,000.00	5,337,323.10	
		US TREASURY N/B 3.125%	1,500,000.00	1,535,157.00	
		US TREASURY N/B 4.375%	8,280,000.00	7,903,516.68	
		US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000.00	10,994,276.80	
		US TREASURY N/B 8.125%	6,150,000.00	8,191,031.25	
	地方債証券	QUEBEC PROVINCE 5.125%	3,250,000.00	3,265,827.50	
	特殊債券	ASIAN DEV BANK 2.75%	14,900,000.00	14,352,886.60	
		BK NED GEMEENTEN 5.125%	7,822,000.00	8,315,959.30	
		EUROPEAN INVT BK 3%	9,560,000.00	9,347,863.60	
		FANNIE MAE 2.75%	7,900,000.00	7,774,484.80	
		FED HOME LN BANK 5%	16,800,000.00	18,097,027.20	
		FED HOME LN BANK 5.25%	3,815,000.00	4,080,230.24	
		FREDDIE MAC 2.125%	6,500,000.00	6,510,770.50	
		INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	5,689,070.43	
		JAPAN BANK COOP 4.875%	4,300,000.00	4,540,585.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	社債券	KFW 3.5%	5,500,000.00	5,499,065.00	
		KOMMUNALBANKEN 5.125%	8,400,000.00	8,866,200.00	
		NRW. BANK 4.75%	3,200,000.00	3,304,640.00	
		SFEF 2.25%	10,300,000.00	10,170,982.20	
		SFEF 2.375%	12,050,000.00	12,050,180.75	
		SFEF 3.375%	8,875,000.00	8,753,146.25	
		AHM 2004-3 1A	42,489.09	31,674.26	
		AHMA 2007-1 A1	10,758,223.06	3,672,955.25	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	490,000.00	292,461.89	
		AT&T BROADBAND 9.455%	340,000.00	383,615.54	
		AT&T INC 6.7%	2,550,000.00	2,767,336.50	
		BK NED GEMEENTEN 2.25%	10,000,000.00	10,067,000.00	
		BK NED GEMEENTEN 2.375%	9,750,000.00	9,678,825.00	
		BP CAPITAL PLC 5.25%	4,950,000.00	5,207,459.40	
		CITM 2007-1 2A1	2,713,215.05	2,157,005.96	
		CITM 2007-1 2A2	1,200,000.00	339,000.00	
		CITM 2007-1 2A3	2,200,000.00	594,000.00	
		COCA-COLA CO 3.625%	2,750,000.00	2,734,990.50	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	3,700,000.00	3,779,328.00	
		COX COMMUN INC 4.625%	2,110,000.00	2,119,551.97	
		CWALT 2005-46CB A8	4,772,611.92	3,688,777.52	
		CWALT 2005-82 A1	5,943,715.54	2,676,199.52	
		CWALT 2006-0A1 2A1	3,601,141.29	1,453,242.36	
		CWALT 2007-15CB A5	8,093,745.12	4,413,693.22	
		CWALT 2007-0A11 A1A	6,664,844.89	2,253,173.44	
		ELI LILLY & CO 3.55%	2,400,000.00	2,476,490.40	
		ENDURANCE SPECIA 7%	520,000.00	324,720.24	
		EUROHYPO SA LUX 4.25%	6,000,000.00	5,964,300.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	8,600,000.00	8,581,510.00	
		HFCHC 2007-3 APT	5,993,646.68	4,018,554.29	
		ING BANK NV 3.9%	13,000,000.00	13,083,954.00	
		LEASEPLAN CORP 3%	3,100,000.00	3,091,568.00	
		LXS 2007-7N 1A2	7,248,271.90	1,708,526.41	
		MACQUARIE BK LTD 4.1%	9,800,000.00	9,675,050.00	
		MORGAN STANLEY 6%	2,500,000.00	2,501,917.50	
		MSM 2007-15AR 2A1	4,396,574.45	2,170,683.33	
		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	1,950,000.00	1,980,712.50	
		OEST BUNDESBahn 4.75%	1,200,000.00	1,236,840.00	
		RALI 2005-QS13 2A3	2,970,974.41	2,168,377.85	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		ROCHE HLDGS INC 5%	2,700,000.00	2,781,585.90	
		SARM 2007-10 1A1	7,241,684.61	3,385,035.67	
		SCHIG 4.625%	1,100,000.00	1,129,975.00	
		SEMT 2004-10 A3A	478,778.79	327,006.96	
		TELECOM IT CAP 4.875%	271,000.00	271,680.21	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	2,100,000.00	2,074,548.00	
		WFALT 2007-PA6 A1	9,605,210.34	4,742,572.60	
		WMALT 2006-AR5 4A	13,482,675.99	4,768,051.28	
		WMALT 2007-OA2 2A	4,800,823.39	1,659,314.34	
		WMALT 2007-OA3 2A	6,844,699.42	2,351,970.82	
カナダドル	国債証券			314,813,482.43	
				(31,043,757,500)	
		CANADA-GOV'T 5%	1,300,000.00	1,522,422.20	
		CANADA-GOV'T 8%	4,750,000.00	7,121,181.00	
小計				8,643,603.20	
				(762,711,546)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0316 3.5%	14,890,000.00	14,745,567.00	
		BELGIUM KINGDOM 8%	1,000,000.00	1,221,000.00	
		BTPS 4.25%	15,705,000.00	16,336,341.00	
		BTPS 4.5%	15,820,000.00	15,986,110.00	
		BTPS 5%	6,750,000.00	6,490,125.00	
		BTPS 6%	9,600,000.00	10,307,520.00	
		DEUTSCHLAND REP 4%	550,000.00	510,950.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,330,000.00	2,490,304.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,410,000.00	1,607,682.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,950,000.00	2,370,810.00	
		FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000.00	10,887,919.50	
		FINNISH GOV'T 4.375%	6,470,000.00	6,589,585.01	
		FRANCE O.A.T. 3.75%	1,370,000.00	1,304,377.00	
		FRANCE O.A.T. 4.25%	6,000,000.00	6,090,600.00	
		FRANCE O.A.T. 5%	3,200,000.00	3,469,120.00	
		FRANCE O.A.T. 5.5%	5,000,000.00	5,571,500.00	
		FRANCE O.A.T. 6%	2,400,000.00	2,811,600.00	
		FRANCE O.A.T. 8.5%	2,250,000.00	3,089,250.00	
		HELLENIC REPUBLIC 4.7%	2,000,000.00	1,752,726.00	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	2,250,000.00	2,220,750.00	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000.00	10,064,950.00	
		SPANISH GOV'T 5.75%	410,000.00	454,302.55	
		SWEDEN KINGDOM 3.125%	3,290,000.00	3,263,351.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 2.5%	4,375,000.00	4,397,093.75	
		EUROPEAN INVT BK 3.125%	7,580,000.00	7,511,654.17	
		KFW 3.125%	16,500,000.00	16,412,548.84	
		KOMMUNALKREDIT 2.375%	4,370,000.00	4,368,689.00	
		SWEDBANK AB 3.375%	3,425,000.00	3,371,875.03	
	社債券	ANGLO IRISH BANK (FLOAT)	1,310,000.00	813,352.80	
		ASTRAZENECA PLC 5.625%	3,850,000.00	3,932,582.50	
		AUST & NZ BANK 5.25%	1,050,000.00	1,090,635.00	
		BANCA POP BERGAMO Var	1,510,000.00	1,237,218.50	
		BANCO SANTANDER 3.875%	3,300,000.00	3,263,865.00	
		BANK OF AMER CRP 7%	3,350,000.00	3,376,008.12	
		BHP BILLITON FIN 6.375%	3,050,000.00	3,270,008.70	
		BNP PARIBAS 5%	1,150,000.00	1,199,278.65	
		CARREFOUR 5.375%	850,000.00	886,226.15	
		CITI CORP 5.5% EMTN	1,533,875.65	1,381,868.57	
		COMMERZBANK AG 5%	2,550,000.00	2,630,197.50	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	2,350,000.00	2,477,492.20	
		DAIMLER NA CORP 5.75%	1,550,000.00	1,582,387.25	
		DLR KREDIT A/S (Float)	940,000.00	895,350.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	4,450,000.00	4,682,067.50	
		ERSTE GROUP 2.25%	4,750,000.00	4,739,312.50	
		HSH NORDBANK AG 2%	6,810,000.00	6,801,147.00	
		IBM CORP 6.625%	1,500,000.00	1,651,800.00	
		JOHN DEERE BANK 6%	2,350,000.00	2,445,880.00	
		JPMORGAN CHASE 5.25%	1,850,000.00	1,885,982.50	
		MORGAN STANLEY 6.5%	1,050,000.00	1,069,699.05	
		RESONA BANK Var	1,740,000.00	1,647,954.00	
		ROYAL BK SCOTLAND 5.25%	900,000.00	889,830.00	
		ROYAL BK SCOTLAND 5.75%	2,500,000.00	2,485,500.00	
		SHELL INTL FIN 4.5%	1,650,000.00	1,677,472.50	
		SIEMENS FINAN 5.25%	1,850,000.00	1,953,973.70	
		ST GEORGE BANK 6.5%	1,100,000.00	1,165,409.30	
		STATOILHYDRO ASA 4.375%	2,200,000.00	2,238,280.00	
		VATTENFALL TREAS 6.75%	1,550,000.00	1,710,115.00	
		WACHOVIA BANK NA 6%	1,400,000.00	1,406,011.60	
		WM COVERED BOND 4%	3,800,000.00	3,192,570.00	
				235,377,776.44	
				(32,423,288,703)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 4.5%	7,930,000.00	7,761,899.86	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計	特殊債券	UK TREASURY 4.75%	7,000,000.00	7,459,179.00		
		UK TREASURY 5%	4,250,000.00	4,539,000.00		
		UK TREASURY 5.25%	18,160,000.00	19,649,120.00		
		KFW 5.25%	1,460,000.00	1,557,163.00		
		KFW 5.375%	4,900,000.00	5,271,175.00		
		EKSPORTFINANS 6%	5,260,000.00	5,453,525.92		
	社債券	GE CAPITAL UK 8%	3,550,000.00	3,377,828.55		
				55,068,891.33		
	スウェーデン クローナ 小計	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	33,000,000.00		38,855,850.00
						38,855,850.00
						(491,137,944)
	デンマーク クローネ 小計	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	24,000,000.00		24,285,600.00
						24,285,600.00
				(449,283,600)		
オーストラ リアドル 小計	社債券	NATL AUSTRALIABK 5.75%	4,900,000.00	4,923,363.20		
				4,923,363.20		
				(387,025,581)		
合計				95,237,768,252		
				(74,230,555,258)		

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 6 銘柄	13.8%	41.8%
	地方債証券 1 銘柄	1.0%	
	特殊債券 15銘柄	40.5%	
	社債券 43銘柄	44.7%	
カナダドル	国債証券 2 銘柄	100.0%	1.0%
ユーロ	国債証券 23銘柄	55.1%	43.7%
	特殊債券 5 銘柄	15.3%	
	社債券 31銘柄	29.6%	
英ポンド	国債証券 4 銘柄	71.6%	11.7%
	特殊債券 2 銘柄	12.4%	
	社債券 2 銘柄	16.0%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.7%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.6%
オーストラリアドル	社債券 1 銘柄	100.0%	0.5%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

【純資産額計算書】

（2009年6月30日現在）

資産総額	1,991,998,195円
負債総額	4,908,453円
純資産総額（ - ）	1,987,089,742円
発行済口数	1,851,813,885口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0731円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

純資産額計算書

（2009年6月30日現在）

資産総額	3,945,045,594円
負債総額	3,627,162円
純資産総額（ - ）	3,941,418,432円
発行済口数	3,049,622,227口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2924円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

純資産額計算書

（2009年6月30日現在）

資産総額	30,091,674,848円
負債総額	1,002,482,098円
純資産総額（ - ）	29,089,192,750円
発行済口数	24,837,130,005口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1712円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

純資産額計算書

（2009年6月30日現在）

資産総額	100,760,030,325円
負債総額	3,539,812,859円
純資産総額（ - ）	97,220,217,466円
発行済口数	65,242,302,572口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4901円

第5【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

下記計算期中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	307,509,886 (0)	18,339,023 (0)	289,170,863 (0)
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	214,744,721 (0)	26,152,209 (0)	477,763,375 (0)
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	217,441,930 (0)	66,772,021 (0)	628,433,284 (0)
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	254,260,996 (0)	63,780,306 (0)	818,913,974 (0)
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	200,751,068 (0)	190,195,039 (0)	829,470,003 (0)
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	277,164,674 (0)	178,433,512 (0)	928,201,165 (0)
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	496,012,940 (0)	350,984,719 (0)	1,073,229,386 (0)
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	1,021,056,268 (0)	270,328,802 (0)	1,823,956,852 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

下記計算期中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	18,783,506 (0)	7,593 (0)	18,775,913 (0)
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	77,851,241 (0)	4,718,483 (0)	91,908,671 (0)
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	222,864,561 (0)	41,336,197 (0)	273,437,035 (0)
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	259,131,022 (0)	53,927,339 (0)	478,640,718 (0)
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	298,892,479 (0)	163,182,842 (0)	614,350,355 (0)
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	381,703,113 (0)	137,702,548 (0)	858,350,920 (0)
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	679,981,878 (0)	190,710,301 (0)	1,347,622,497 (0)
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	1,946,217,360 (0)	298,301,344 (0)	2,995,538,513 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

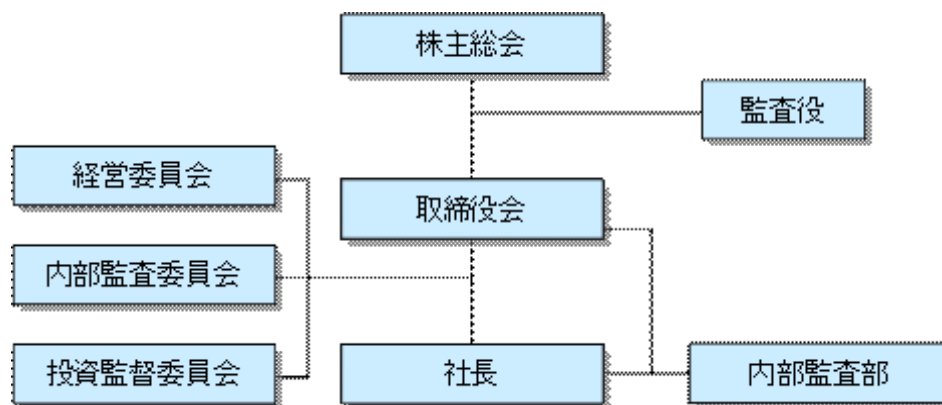
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計102本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,629,132,781,809円です。

2009年07月31日現在

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	357,604,393,615
追加型株式投資信託 / バランス型	33	629,140,727,346
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	163,932,260,055
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	19,249,574,891
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	18	459,205,825,902
親投資信託	32	1,165,252,739,519

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			-			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			-			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	* 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			-			1,166,190	
未収消費税等			-			144,192	
立替金	* 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			-	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			-		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			-		
未払費用	* 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			-			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			-	
未払消費税等			85,903			-	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	* 1		5,000,000			-	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			-			0	
特別法上の準備金計			-			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

有価証券報告書（内国投

期別		第13期 （平成20年 3 月31日現在）			第14期 （平成21年 3 月31日現在）		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			54,814	0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

（２）【損益計算書】

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		19,434,127			13,274,586	
		運用受託報酬	* 2	5,956,464			4,433,223	
		その他営業収益	* 2	1,738,458			1,221,154	
		営業収益計		27,129,050	100.0		18,928,964	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,188,620			6,269,299	
		広告宣伝費		385,347			201,682	
		調査費		1,697,104			1,550,486	
		調査費	124			1		
		委託調査費	* 2	1,696,980		1,550,484		
		委託計算費		318,677			262,581	
		営業雑経費		805,905			667,778	
		通信費	299,260			264,744		
		印刷費	475,240			368,837		
		協会費	31,404			34,196		
		営業費用計		11,395,655	42.0		8,951,829	47.3
		一般管理費						
		給料		6,869,229			4,654,254	
		役員報酬	435,616			18,004		
		給料・手当	2,763,612			2,666,694		
		賞与	1,916,804			317,205		
		株式従業員報酬	* 1,2	527,516		334,490		
		その他の報酬	1,225,680			1,317,859		
		交際費		55,152			34,974	
		寄付金		4,959			21,140	
		旅費交通費		287,861			175,670	
		租税公課		88,876			37,041	
		不動産賃借料		474,054			476,823	
		退職給付費用		1,370,867			107,546	
		役員退職慰労引当金繰入額		226,617			-	
		役員賞与引当金繰入額		53,415			-	
		固定資産減価償却費		48,314			58,959	
		事務委託費		474,596			379,680	
		諸経費		795,655			570,468	
		一般管理費計		10,749,601	39.6		6,516,558	34.4
		営業利益		4,983,793	18.4		3,460,576	18.3

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益	* 1, 2						
		有価証券分配金			78,024			-	
		受取利息			43,754			74,722	
		有価証券売却益			21			-	
		株式従業員報酬			464,384			758,109	
		役員退職慰労引当金 戻入益			-			107,770	
		役員賞与引当金戻入 益			-			630	
		雑益			648			100	
		営業外収益計			586,832	2. 2		941,333	5. 0
		営業外費用	* 2						
		支払利息			18,533			35,664	
		為替差損			119,113			85,114	
		投資有価証券売却損			-			406,355	
		雑損			-			2	
		営業外費用計			137,646	0. 5		527,136	2. 8
経常利益					5,432,980	20. 0		3,874,773	20. 5

期別		第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			-	0.0		-	0.0
	特別損失							
	投資有価証券評価減			-			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			-			0	
	特別損失計			-	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益				5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税				3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額				833,483	3.1		1,025,538	5.4
当期純利益				3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期
（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

第14期
（自平成20年４月１日 至平成21年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。 -----	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	-----
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	-----
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	-----
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	-----
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 （平成20年3月31日現在）	第14期 （平成21年3月31日現在）																														
* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 <table> <tr> <td colspan="2">流動資産</td></tr> <tr> <td>未収収益</td><td>384,791千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>55,413千円</td></tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>123,493千円</td></tr> <tr> <td colspan="2">固定負債</td></tr> <tr> <td>長期借入金</td><td>5,000,000千円</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>426,847千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	384,791千円	立替金	55,413千円	流動負債		未払費用	123,493千円	固定負債		長期借入金	5,000,000千円	長期未払費用	426,847千円	* 1 関係会社項目 同左 <table> <tr> <td colspan="2">流動資産</td></tr> <tr> <td>未収収益</td><td>98,024千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>77,798千円</td></tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>217,717千円</td></tr> <tr> <td colspan="2">固定負債</td></tr> <tr> <td>長期未払費用</td><td>86,468千円</td></tr> </table>	流動資産		未収収益	98,024千円	立替金	77,798千円	流動負債		未払費用	217,717千円	固定負債		長期未払費用	86,468千円
流動資産																															
未収収益	384,791千円																														
立替金	55,413千円																														
流動負債																															
未払費用	123,493千円																														
固定負債																															
長期借入金	5,000,000千円																														
長期未払費用	426,847千円																														
流動資産																															
未収収益	98,024千円																														
立替金	77,798千円																														
流動負債																															
未払費用	217,717千円																														
固定負債																															
長期未払費用	86,468千円																														

（損益計算書関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																								
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,235,724千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,738,458千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,666,202千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>114,904千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>270,489千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>18,533千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,235,724千円	その他営業収益	1,738,458千円	営業費用		委託調査費	1,666,202千円	株式従業員報酬	114,904千円	営業外収益		株式従業員報酬	270,489千円	営業外費用		支払利息	18,533千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 同左 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,147,752千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,221,154千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,550,484千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>10,698千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>221,263千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>35,664千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,147,752千円	その他営業収益	1,221,154千円	営業費用		委託調査費	1,550,484千円	株式従業員報酬	10,698千円	営業外収益		株式従業員報酬	221,263千円	営業外費用		支払利息	35,664千円
営業収益																																									
運用受託報酬	1,235,724千円																																								
その他営業収益	1,738,458千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,666,202千円																																								
株式従業員報酬	114,904千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	270,489千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	18,533千円																																								
営業収益																																									
運用受託報酬	1,147,752千円																																								
その他営業収益	1,221,154千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,550,484千円																																								
株式従業員報酬	10,698千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	221,263千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	35,664千円																																								

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（退職給付関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（リース取引関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)					第14期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)				
1 . その他有価証券で時価のあるもの					1 . その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	145,079	145,079	-
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					(注) 当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。				
					2 . 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
					1,942,487	10,044		416,399	
					3 . 時価評価されていない主な有価証券の内容				
					貸借対照表計上額 (千円)				
					その他有価証券 コマーシャル・ ペーパー	5,000,000			
					4 . その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有 目的の債券の今後の償還予定額				
						1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
					コマーシャル ・ペーパー	5,000,000	-	-	-

（デリバティブ取引関係）

第13期 （自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日）	第14期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第14期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)																																																
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> </table> <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>1,459,399</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>289,736</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>86,117</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,835,253</td></tr> <tr> <td></td><td>2,539,821 千円</td></tr> </table>	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	長期未払費用	1,459,399	役員退職慰労引当金	289,736	その他	86,117	小計	1,835,253		2,539,821 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>240,294 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>50,980</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>291,274</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>未収事業税</td><td>82,091</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>82,091</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>209,183</td></tr> </table> 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>827,893</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>315,022</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>76,931</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>47,648</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,267,494</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>12,920</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>12,920</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>1,254,574</td></tr> <tr> <td></td><td>1,463,757 千円</td></tr> </table>	未払費用	240,294 千円	その他	50,980	小計	291,274	未収事業税	82,091	小計	82,091	繰延税金資産の純額	209,183	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494	その他有価証券評価差額金	12,920	小計	12,920	繰延税金資産の純額	1,254,574		1,463,757 千円
未払費用	505,417 千円																																																
未払事業税	121,258																																																
その他	77,892																																																
小計	704,568																																																
長期未払費用	1,459,399																																																
役員退職慰労引当金	289,736																																																
その他	86,117																																																
小計	1,835,253																																																
	2,539,821 千円																																																
未払費用	240,294 千円																																																
その他	50,980																																																
小計	291,274																																																
未収事業税	82,091																																																
小計	82,091																																																
繰延税金資産の純額	209,183																																																
長期未払費用	827,893																																																
役員退職慰労引当金	315,022																																																
投資有価証券評価減	76,931																																																
その他	47,648																																																
小計	1,267,494																																																
その他有価証券評価差額金	12,920																																																
小計	12,920																																																
繰延税金資産の純額	1,254,574																																																
	1,463,757 千円																																																
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.12</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.06</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.49 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12	その他	0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																						
法定実効税率	40.69 %																																																
（調整）																																																	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12																																																
その他	0.06																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																																
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																																
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。																																																

（関連当事者との取引）

第13期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴール ドマン・ サック ス・グ ループ・ インク	アメリ カ 合衆国 ニュー ヨーク 市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従 業員報 酬の配 賦	営業費用及び 一般管理費 （注 1）	114,904	未払費用	123,493
							株式従業員報 酬（注 1）	270,489	長期借 入金	5,000,000	
							資金の借入 （注 2）	5,000,000	長期未 払費用	426,847	
							利息の支払 （注 2）	18,533			
親会社	ゴールド マン・ サックス ・アセッ ト・マネ ジメント ・エル・ ビー	アメリ カ 合衆国 ニュー ヨーク 市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助 言	運用受託報酬 （注 3）	1,235,724	未収収 益	384,791
その他営業収 益（注 3）	1,738,458										
委託調査費の 支払（注 3）	1,666,202										

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注 1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。
(注 2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間 2 年としております。
なお担保は差し入れておりません。
(注 3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

第13期
（自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費	7,250,898	長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆 国ニュー ヨーク 市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ リミテ ッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金（注2）		未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費	548,135		
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下G S 2 L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J H、G S 2 Lより行われております。

但し、これらの費用はG S J H、G S 2 Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J H、G S 2 Lに対する債務として処理しております。

第14期
（自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	10,698	未払費用	217,717
								株式従業員報酬（注1）	221,263	長期未払費用	86,468
								資金の借入の償還（注2）	5,000,000	立替金	77,798
								利息の支払（注2）	35,664		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,147,752	未収収益	98,024
								その他営業収益（注3）	1,221,154		
								委託調査費の支払（注3）	1,550,484		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注1） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,198,763円08銭	１株当たり純資産額	2,570,207円43銭
１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。) 又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2007年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (G S A M ロンドン)	1,695千米ドル (162百万円。 1米ドル=95.54円*)	G S A M ロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。G S A M ロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。

*2008年11月末日現在

(2) 受託銀行

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A M ロンドンは本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A M ロンドンおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年3月6日	半期報告書
2009年3月6日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年 7 月16日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成19年 6 月 8 日から平成20年 6 月 9 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成20年 6 月 9 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 7 月16日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成19年 6 月 8 日から平成20年 6 月 9 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成20年 6 月 9 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士	大畑 茂
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 7 月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成20年 6 月10日から平成21年 6 月 8 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成21年 6 月 8 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 7月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成20年6月10日から平成21年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成21年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。